

いしかり 曆

村山家文書解説

「場所請負人履歴 村山伝兵衛」……………村山家文書を読む会… 1

稀本紹介

明治14年函館印行の『讚神歌』……………田中 實…13

石狩浜漁業関係者の主な祭事……………吉岡 玉吉…17

石狩本町地区あやかり名一昭和初期～昭和20年代まで……………吉岡 玉吉…22

石狩十三場所（元禄一三『一七〇〇』年）と地名由来……………吉岡 玉吉…25

石狩町沿革史 明治42年5月編纂石狩町役場……………28

第 18 号

石 狩 市 郷 土 研 究 会

村山家文書解読

「場所請負人履歴」 村山伝兵衛

村山傳太夫
後改傳兵衛

- 一 寛文中丹始而居住
- 一 御領主船手用向相勤候ニ付安永年中ヨリ帶刀被差免候

一 天明年中町奉行下役並町年寄兼被申附相勤申候

右傳兵衛儀生國能劬阿部谷村實永三戌年

始而西蝦夷地ル、モツベ夫よりソウヤ共式ケ所受負仕

漁業功者ニ茂御座候哉蝦夷人共江網拵方都而

漁方相教爲稼候ニ付産物追年出増相成候ニ付

御領主并家中給地共不願ニ受負被申附候様相成候故

数ケ所受負仕手船數艘を以運送仕來候猶其後

引續蝦夷地受負仕候ニ付巨細左ニ相記申候

一 寛延三年年實曆亥五年頃迄西蝦夷地

ソウヤ受負仕其節之出産物干鱈魚油安津志

鯨計ニ而海鼠引漁之儀不存二本屋寿ニ而取

揚候事ニ而甚タ少分之事故仕法相立煎海鼠

漁事心得候者江申付差遣蝦夷人共江教候所追々

手馴右漁業仕候者茂多人數ニ相成出増仕候其

頃者夏船老度宛ならて往返不仕番船与唱圖

合造之百式三拾石位之小船にて三月末四月上旬ニ

差下シ申候其節者モンヘツ、シヤリ、カラフト共未タ

開發無之シラヌシ之乙名シヤウテカニ与申蝦夷人

圖合位之蝦夷船兩艘仕立三韮切他十徳

場所請負人履歴 村山伝兵衛

村山傳太夫
後改傳兵衛

一 寛文中丹始而居住

一 御領主船手用向相勤候ニ付安永年中ヨリ帶刀被差免候

一 天明年中町奉行下役並町年寄兼被申附相勤申候

右傳兵衛儀生國能劬阿部谷村實永三戌年

始而西蝦夷地ル、モツベ夫よりソウヤ共式ケ所受負仕

漁業功者ニ茂御座候哉蝦夷人共江網拵方都而

漁方相教爲稼候ニ付産物追年出増相成候ニ付

御領主并家中給地共不願ニ受負被申附候様相成候故

数ケ所受負仕手船數艘を以運送仕來候猶其後

引續蝦夷地受負仕候ニ付巨細左ニ相記申候

一 寛延三年年實曆亥五年頃迄西蝦夷地

ソウヤ受負仕其節之出産物干鱈魚油安津志

鯨計ニ而海鼠引漁之儀不存二本屋寿ニ而取

揚候事ニ而甚タ少分之事故仕法相立煎海鼠

漁事心得候者江申付差遣蝦夷人共江教候所追々

手馴右漁業仕候者茂多人數ニ相成出増仕候其

頃者夏船老度宛ならて往返不仕番船与唱圖

合造之百式三拾石位之小船にて三月末四月上旬ニ

差下シ申候其節者モンヘツ、シヤリ、カラフト共未タ

開發無之シラヌシ之乙名シヤウテカニ与申蝦夷人

圖合位之蝦夷船兩艘仕立三韮切他十徳

一 寛延三年年實曆亥五年頃迄西蝦夷地

ソウヤ受負仕其節之出産物干鱈魚油安津志

鯨計ニ而海鼠引漁之儀不存二本屋寿ニ而取

揚候事ニ而甚タ少分之事故仕法相立煎海鼠

漁事心得候者江申付差遣蝦夷人共江教候所追々

手馴右漁業仕候者茂多人數ニ相成出増仕候其

頃者夏船老度宛ならて往返不仕番船与唱圖

合造之百式三拾石位之小船にて三月末四月上旬ニ

青玉魚油干鱈阿さらし皮類積渡リソウヤニ而交

易仕ソウヤ近邊ノ蝦夷共モカラフト嶋へ渡リ右同様之品
交易仕候輕物之儀者御領主ヨリ役人兩人ソウヤ江差遣
置其時々買上ニ相成申候安永之頃迄六十年余

其前ニ者如何仕候哉及承不申候傳兵衛ル、モッペソウヤ
請負中松前家中加藤嘉兵衛カラフト嶋へ濱屋

与三右衛門手舩四百石積榮福丸江乘舩同所シラ
ヌシ江打渡リ右品々交易致罷歸リ候所シラヌシヨリ

東西奥地江者参リ不申候由承リ申候
宝曆五亥年傳兵衛受負年季相濟

同子年より同十辰年之頃迄技ヶ崎町濱屋
与三右衛門大松前町天満屋専右衛門同町材木屋七郎右衛門

右三人ニ而受負被申付同十一巳年ヨリ安永三午年
之頃迄凡拾三ヶ年程松前家御直配ニ相成申候其後
安永四未年頃より天明二寅年迄又々傳兵衛ソウ
ヤ受負仕候ニ付其節漁方仕法仕鱒鱒之

漁業蝦夷人江教申候ニ付シヤリ、モンヘツ茂其頃
漸々開ケ居小屋番屋等漁業勝手能キ所江建
申候

明和八辰年カラフト嶋江漁場等見立候様御領主
御心附ニて家中之内侍三人差越候様被申付其御
冬中ニ者御座候得共私方ニ而式百石積位之舩兩艘

造舩仕右之舩名等迄御差圖有之翌巳年通
詞番人稼方共數十人申附侍中一同蝦夷人介抱物
右之兩艘江積入乗組四月中旬當所出帆仕九月

下旬ニ罷歸リ申候其節漁場茂見立蝦夷人共江も申諭漁事方

下句ニ罷歸リ申候其節漁場茂見立蝦夷人共江も申諭漁事方

青玉魚油干鱈阿さらし皮類積渡リソウヤニ而交
易仕ソウヤ近邊ノ蝦夷共モカラフト嶋へ渡リ右同様之品
交易仕候輕物之儀者御領主ヨリ役人兩人ソウヤ江差遣
置其時々買上ニ相成申候安永之頃迄六十年余
其前ニ者如何仕候哉及承不申候傳兵衛ル、モッペソウヤ
請負中松前家中加藤嘉兵衛カラフト嶋へ濱屋
与三右衛門手舩四百石積榮福丸江乘舩同所シラ
ヌシ江打渡リ右品々交易致罷歸リ候所シラヌシヨリ
東西奥地江者参リ不申候由承リ申候
宝曆五亥年傳兵衛受負年季相濟
同子年より同十辰年之頃迄技ヶ崎町濱屋
与三右衛門大松前町天満屋専右衛門同町材木屋七郎右衛門

右三人ニ而受負被申付同十一巳年ヨリ安永三午年
之頃迄凡拾三ヶ年程松前家御直配ニ相成申候其後
安永四未年頃より天明二寅年迄又々傳兵衛ソウ
ヤ受負仕候ニ付其節漁方仕法仕鱒鱒之
漁業蝦夷人江教申候ニ付シヤリ、モンヘツ茂其頃
漸々開ケ居小屋番屋等漁業勝手能キ所江建
申候
明和八辰年カラフト嶋江漁場等見立候様御領主
御心附ニて家中之内侍三人差越候様被申付其御
冬中ニ者御座候得共私方ニ而式百石積位之舩兩艘
造舩仕右之舩名等迄御差圖有之翌巳年通
詞番人稼方共數十人申附侍中一同蝦夷人介抱物
右之兩艘江積入乗組四月中旬當所出帆仕九月
下旬ニ罷歸リ申候其節漁場茂見立蝦夷人共江も申諭漁事方

出精仕候様ニ相成申候夫ヨリ寛政二戌年私方江受負被申付候間
過分之物入仕切開漸立船仕候様ニ相成追年蝦夷人茂
出精致産物相増候様ニ罷成申候

一
其以前天明三卯年ヨリ飛騨屋久兵衛方江受負被
申付同人年季中カラフト為見分松前家中新井田
龍助与申仁被相越七八拾石位之船兩艘差立蝦夷人
介抱品之儀者傳兵衛江被申附積下シ申候何方迄被
參候哉承り不申候然所寛政元酉年東蝦夷地ノツ
カマツフ、ニシヘツ、クナシリ嶋共蝦夷爭論起リ久兵衛手
先之者共殺害ニ相成候由相聞得右ニ付西蝦
夷地ソウヤ邊迄蝦夷氣前悪敷依之同年九月
中傳兵衛江支配致候様被申渡ニ付辞退仕候得共

聞濟無之押而被申付無是非承知仕候然所最早
秋ニ更立船も相成不申ニ付傳兵衛受負場所イシカリ、
アツタ、ヲタルナキ、マシケ支配人番人相添蝦夷人大勢を以
介抱之品々ソウヤ迄運送為仕申候尤式三年御領主
直支配ニ御座候三年後松前家於役所亦運上金
相極候様被申渡東蝦夷地クスリ、アツケシ、キイタツフ領
子モロヨリクナシリ迄西蝦夷地シヤリ、ソウヤ、カラフト迄
夫々運上金相極候依之寛政二戌年被申付候もの
シヤリ、カラフト江致立船蝦夷人介抱不致候而者難儀ニ
及可申趣被申付候ニ付シラヌシ迄立船仕候得共東西共
其奥々渡海之筋澗泊リ共相分不申候ニ付翌亥年
二月末頃蝦夷介抱品々網類百式三拾石之小船ニ積入

出精仕候様ニ相成申候夫ヨリ寛政二戌年私方江受負被申付候間
過分之物入仕切開漸立船仕候様ニ相成追年蝦夷人茂
出精致産物相増候様ニ罷成申候

一
其以前天明三卯年ヨリ飛騨屋久兵衛方江受負被
申付同人年季中カラフト為見分松前家中新井田
龍助与申仁被相越七八拾石位之船兩艘差立蝦夷人
介抱品之儀者傳兵衛江被申附積下シ申候何方迄被
參候哉承り不申候然所寛政元酉年東蝦夷地ノツ
カマツフ、ニシヘツ、クナシリ嶋共蝦夷爭論起リ久兵衛手
先之者共殺害ニ相成候由相聞得右ニ付西蝦
夷地ソウヤ邊迄蝦夷氣前悪敷依之同年九月
中傳兵衛江支配致候様被申渡ニ付辞退仕候得共

聞濟無之押而被申付無是非承知仕候然所最早
秋ニ更立船も相成不申ニ付傳兵衛受負場所イシカリ、
アツタ、ヲタルナキ、マシケ支配人番人相添蝦夷人大勢を以
介抱之品々ソウヤ迄運送為仕申候尤式三年御領主
直支配ニ御座候三年後松前家於役所亦運上金
相極候様被申渡東蝦夷地クスリ、アツケシ、キイタツフ領
子モロヨリクナシリ迄西蝦夷地シヤリ、ソウヤ、カラフト迄
夫々運上金相極候依之寛政二戌年被申付候もの
シヤリ、カラフト江致立船蝦夷人介抱不致候而者難儀ニ
及可申趣被申付候ニ付シラヌシ迄立船仕候得共東西共
其奥々渡海之筋澗泊リ共相分不申候ニ付翌亥年
二月末頃蝦夷介抱品々網類百式三拾石之小船ニ積入

差下シシラヌシヨリ東クシユンコタン迄西トシナイ申所

追蝦夷人共村々有之候ニ付鯨鱒鱒漁勝手能所江呼集め

夫々漁業教交易仕候所追々仕馴前文奉申上候通り

産物出増申候尤卯年迄七ヶ年中傳兵衛方ニ而請負仕

夫ヨリ辰年小山屋權兵衛申者請負被申附候所一ヶ年ニ而

引上ケ翌巳年板垣屋盡四郎請負仕其節栖原屋

方ニ而銀主仕未年迄三ヶ年相勤同年夏ヨリ松前

家直支配ニ相成申候

東蝦夷地クナシリ嶋安永二年被申附候間通詞

番人等差廻シ立船仕候得共其節蝦夷人之内心立

不宜者有之ニ付蝦夷人一体ニ漁業方も出情不仕

年々損分計リ仕候然所右クナシリ嶋之儀者キイ

タツフニ而蝦夷人共渡來交易仕候所ノツカマフ江キイタツフ

之居所を引候節ニ御座候哉クナシリ江五百石位之船

傳兵衛方ヨリ相立候趣其節弁天宮勸請仕候由

先傳兵衛咄候由泰休咄仕候右安永年中受負中茂損

分仕居候所飛彈屋久兵衛申者イシカリ山蝦夷檜受

負商賣仕候受負商売仕候後ニ右久兵衛儀者誤合有之山商賣相止ソウ

ヤ、アツケシ、子モロ、クナシリ嶋無餘儀筋有之右久兵衛江受負

尔被相渡候然所寛政元酉年五月クナシリ嶋蝦夷人

騒動仕其節同所江罷在候役人始め通詞番人共

潤掛リ居候船水主共凡六七拾人餘殺害致候ニ付ノ

ツカマフ場所邊共蝦夷人氣前悪敷相成申候尤ノツカマフ、
アツケシ江差立候船々茂右様子承リ候故途中ヨリ逃歸リ

此世あらんは村々有之候ニ付鯨鱒鱒漁勝手能所江呼集め
夫々漁業教交易仕候所追々仕馴前文奉申上候通り
産物出増申候尤卯年迄七ヶ年中傳兵衛方ニ而請負仕
夫ヨリ辰年小山屋權兵衛申者請負被申附候所一ヶ年ニ而
引上ケ翌巳年板垣屋盡四郎請負仕其節栖原屋
方ニ而銀主仕未年迄三ヶ年相勤同年夏ヨリ松前
家直支配ニ相成申候
東蝦夷地クナシリ嶋安永二年被申附候間通詞
番人等差廻シ立船仕候得共其節蝦夷人之内心立
不宜者有之ニ付蝦夷人一体ニ漁業方も出情不仕
年々損分計リ仕候然所右クナシリ嶋之儀者キイ

タツフニ而蝦夷人共渡來交易仕候所ノツカマフ江キイタツフ
之居所を引候節ニ御座候哉クナシリ江五百石位之船
傳兵衛方ヨリ相立候趣其節弁天宮勸請仕候由
先傳兵衛咄候由泰休咄仕候右安永年中受負中茂損
分仕居候所飛彈屋久兵衛申者イシカリ山蝦夷檜受
負商賣仕候受負商売仕候後ニ右久兵衛儀者誤合有之山商賣相止ソウ
ヤ、アツケシ、子モロ、クナシリ嶋無餘儀筋有之右久兵衛江受負
尔被相渡候然所寛政元酉年五月クナシリ嶋蝦夷人
騒動仕其節同所江罷在候役人始め通詞番人共
潤掛リ居候船水主共凡六七拾人餘殺害致候ニ付ノ
ツカマフ場所邊共蝦夷人氣前悪敷相成申候尤ノツカマフ、
アツケシ江差立候船々茂右様子承リ候故途中ヨリ逃歸リ

誠ニ大難澁ニ御座候依之追々役人差向ケクナシリ嶋蝦夷人
悪心之者頭取之者共三拾式人召捕死罪ニ相成候一体介抱方
不行届ニ付右様之義出来致候趣ニ付飛彈屋久兵衛

請負場所年季中之内ニ有之候得共不殘引上ケ丹

相成同九月丹至リソウヤ、アツケシ、子モロ、クナシリ嶋共丹

傳兵衛方江被申附候得共時節茂相後尚又久兵衛仕

込方不行届之後故承リ候旨茂迎モ及申間敷候ニ付種々

辞退茂仕候得共聞濟無之家老中を以押而被申付候ニ付

左様御座候ハ、當所ニ而重立候者御見立私共両三人江

茂被申付候様ニ相願候所左様致候而者後々都而難澁モ

可有之哉何分御請可申様被申附候間無是悲御請

仕候依之勘弁仕候所當五月中騒動後立船も無之故與

地之分クナシリ嶋迄諸仕入介抱品有之間敷候得共

秋更立船茂出来不申ニ付無餘義西蝦夷地請負

場所之内マシケ、アツタ、イシカリ之内其外共請場所請

負仕居候ヨリ番人等相添米諸品蝦夷人三四百人丹

背負越丹仕秋更遠路之西地ヨリ東地江山越尔

為致誠ニ人足江人足を重子不少物入心痛仕候其後

相談仕手船之内永福丸五百石積老艘江米酒諸品

蝦夷介抱物積入差下シ候所シヤマニ迄罷越候得共最

早時節後ニ而乘帆出来兼候趣ニ而船者同所ニ围置

船頭老入十一月十二日當方江帰着致候ニ付又々愚案仕右

船江積入差下シ候品々围置遣シ不申候而者蝦夷介

抱方如何与心配仕候ニ付右围置候諸品シヤマニヨリアツケシ迄

御座候御座候御座候之追々役人差向ケクナシリ嶋蝦夷人
悪心之者頭取之者共三拾式人召捕死罪ニ相成候一体介抱方
不行届ニ付右様之義出来致候趣ニ付飛彈屋久兵衛
請負場所年季中之内ニ有之候得共不殘引上ケ丹
相成同九月丹至リソウヤ、アツケシ、子モロ、クナシリ嶋共丹
傳兵衛方江被申附候得共時節茂相後尚又久兵衛仕
込方不行届之後故承リ候旨茂迎モ及申間敷候ニ付種々
辞退茂仕候得共聞濟無之家老中を以押而被申付候ニ付
左様御座候ハ、當所ニ而重立候者御見立私共両三人江
茂被申付候様ニ相願候所左様致候而者後々都而難澁モ
可有之哉何分御請可申様被申附候間無是悲御請
仕候依之勘弁仕候所當五月中騒動後立船も無之故與
地之分クナシリ嶋迄諸仕入介抱品有之間敷候得共
秋更立船茂出来不申ニ付無餘義西蝦夷地請負
場所之内マシケ、アツタ、イシカリ之内其外共請場所請
負仕居候ヨリ番人等相添米諸品蝦夷人三四百人丹
背負越丹仕秋更遠路之西地ヨリ東地江山越尔
為致誠ニ人足江人足を重子不少物入心痛仕候其後
相談仕手船之内永福丸五百石積老艘江米酒諸品
蝦夷介抱物積入差下シ候所シヤマニ迄罷越候得共最
早時節後ニ而乘帆出来兼候趣ニ而船者同所ニ围置
船頭老入十一月十二日當方江帰着致候ニ付又々愚案仕右
船江積入差下シ候品々围置遣シ不申候而者蝦夷介
抱方如何与心配仕候ニ付右围置候諸品シヤマニヨリアツケシ迄

陸通り差配申候右様勤勞仕候ニ付蝦夷人介抱方行届候間蝦夷人共一同致安堵靜謐尔相成申候故翌戊午

早春より右場所々江手船數艘ニて追々米酒

諸品差支無之様介抱品積下シ候所弥以蝦夷人共

致安心漁事方申話其上鱒網鮭網鮭網其

外漁具之品々相調差下シ為相稼候所追年致出精

産物出増候様相成申候猶追々番人稼方之者共大

勢相増差下シ家藏番小屋等追場所ニ應シ數ヶ所

相建誠ニ格別骨折物入仕出増方為相稼申候

酉年ヨリ亥年迄尔ハ數ヶ所之場所々故格別仕入代金

過分之錢金尔相成甚以心痛仕候処追々手法も

仕候事故子年ヨリ者弥出産物相増候間丑寅卯年ヨリ

打續相應之漁業御座候所議者有之種々偽談申

立傳兵衛儀者近年相應之商賣茂仕候所運上金等

之訳合如何申達候哉私方江勘定向被申付候間其後

諸勘定茂差出申候猶又江戸當地ニ而内外用立

金等之儀も申達候所此儀ニ付憤りも御座候哉嚴敷

叱リ被申付候故役人中種々骨折も被致申達有之

候得共有免無之寛政八辰年六月居屋鋪并抱

屋鋪其外藏々等迄不殘取上ケ被申付候間甚如何

敷訳与者存候得共其時之御領主如何共可申立様無之

畏リ堅相慎罷在候処無程同十年二月居屋鋪其

外共不殘元成ニ返シ渡之上同十一月未年五月大廣間

詰侍丹被申附候間商賣方御取立茂可有之

陸通り差配申候右様勤勞仕候ニ付蝦夷人介抱方行届候間蝦夷人共一同致安堵靜謐尔相成申候故翌戊午早春より右場所々江手船數艘ニて追々米酒諸品差支無之様介抱品積下シ候所弥以蝦夷人共致安心漁事方申話其上鱒網鮭網鮭網其外漁具之品々相調差下シ為相稼候所追年致出精産物出増候様相成申候猶追々番人稼方之者共大勢相増差下シ家藏番小屋等追場所ニ應シ數ヶ所相建誠ニ格別骨折物入仕出増方為相稼申候酉年ヨリ亥年迄尔ハ數ヶ所之場所々故格別仕入代金過分之錢金尔相成甚以心痛仕候処追々手法も仕候事故子年ヨリ者弥出産物相増候間丑寅卯年ヨリ

打續相應之漁業御座候所議者有之種々偽談申立傳兵衛儀者近年相應之商賣茂仕候所運上金等之訳合如何申達候哉私方江勘定向被申付候間其後諸勘定茂差出申候猶又江戸當地ニ而内外用立金等之儀も申達候所此儀ニ付憤りも御座候哉嚴敷叱リ被申付候故役人中種々骨折も被致申達有之候得共有免無之寛政八辰年六月居屋鋪并抱屋鋪其外藏々等迄不殘取上ケ被申付候間甚如何敷訳与者存候得共其時之御領主如何共可申立様無之畏リ堅相慎罷在候処無程同十年二月居屋鋪其外共不殘元成ニ返シ渡之上同十一月未年五月大廣間詰侍丹被申附候間商賣方御取立茂可有之

趣承知仕候同年六月箱館并東蝦夷地共御用地ル

被仰出候節傳兵衛儀者蝦夷地諸向案内之所被召

置御召出被仰渡候ニ付箱館表江引越暫時村

山傳兵衛ニ而御用達相勤候所老年之上眼病ニ而御暇

相願候所願之通被仰付松前江罷歸り申候

飛彈屋久兵衛方ニ而商賣仕候節者ノツカマフ居

小家有之其外チウルイ、ニシヘツ、クン子ヘツ、邊四五ヶ所

ニ而鮭鱒而已ニ相見得申候是茂蝦夷騷争後ニ而蝦

夷氣受茂不_レ宜殊ニ其以前ヨリ山奥江引退働仕候

者茂無数御座候所前文奉_レ申上候通り冬中ヨリ陸通諸

品相運少之宛茂彼等凌方手宛仕候故歟居付之蝦夷

人共者早來随從之様子ニ相見得其節アツケシ者傳

兵衛請負仕居候ニ付同所ヨリ茂諸品相運ヒ旁蝦夷人

共江申論罷在候内五月始メ領主ヨリ預リ船長者丸_ル

米酒諸品積下シ候ニ付漁業茂追々手配仕候得共

漁具者一品茂無_レ之候ニ付アツケシヨリ漁具等茂相廻シ

候間夫々手配仕候ノツカマフ之儀者和人死亡之所ニ而御

座候故蝦夷人共嫌候故今之子モロ江見立居小家

引移シ是ヨリ諸方江手配仕候則傳兵衛方ニ而開發

仕候処者コタヌカ、トウロウ、ウエンヘツ、メナシ、ノツケ、ル

シヤサキム

イ此外小名有_レ之所者年々模様ニ寄り漁業ニ手配

仕候右之内壹式ヶ所者以前漁業茂仕候所ニ候哉草小家等

御座候得共番小屋相立和人差置漁業仕候儀者傳兵衛

請負之節夫々手配仕候鮭干鱒煎海鼠等之漁業者

御座候傳兵衛内年々月日長儀亦在能儀在沙用儀
其儀當由傳兵衛儀之能儀向當由之亦其
意通由由作儀有能儀表引致御座候村
山傳兵衛方沙用達相勤候所老年之上眼病
相願候所願之通被仰付松前江罷歸り申候
一 飛彈屋久兵衛方ニ而商賣仕候節者ノツカマフ居
小家有之其外チウルイ、ニシヘツ、クン子ヘツ、邊四五ヶ所
ニ而鮭鱒而已ニ相見得申候是茂蝦夷騷争後ニ而蝦
夷氣受茂不_レ宜殊ニ其以前ヨリ山奥江引退働仕候
者茂無数御座候所前文奉_レ申上候通り冬中ヨリ陸通諸
品相運少之宛茂彼等凌方手宛仕候故歟居付之蝦夷
人共者早來随從之様子ニ相見得其節アツケシ者傳
兵衛請負仕居候ニ付同所ヨリ茂諸品相運ヒ旁蝦夷人
共江申論罷在候内五月始メ領主ヨリ預リ船長者丸_ル
米酒諸品積下シ候ニ付漁業茂追々手配仕候得共
漁具者一品茂無_レ之候ニ付アツケシヨリ漁具等茂相廻シ
候間夫々手配仕候ノツカマフ之儀者和人死亡之所ニ而御
座候故蝦夷人共嫌候故今之子モロ江見立居小家
引移シ是ヨリ諸方江手配仕候則傳兵衛方ニ而開發
仕候処者コタヌカ、トウロウ、ウエンヘツ、メナシ、ノツケ、ル
シヤサキム
イ此外小名有_レ之所者年々模様ニ寄り漁業ニ手配
仕候右之内壹式ヶ所者以前漁業茂仕候所ニ候哉草小家等
御座候得共番小屋相立和人差置漁業仕候儀者傳兵衛
請負之節夫々手配仕候鮭干鱒煎海鼠等之漁業者

兵衛請負仕居候ニ付同所ヨリ茂諸品相運ヒ旁蝦夷人
共江申論罷在候内五月始メ領主ヨリ預リ船長者丸_ル
米酒諸品積下シ候ニ付漁業茂追々手配仕候得共
漁具者一品茂無_レ之候ニ付アツケシヨリ漁具等茂相廻シ
候間夫々手配仕候ノツカマフ之儀者和人死亡之所ニ而御
座候故蝦夷人共嫌候故今之子モロ江見立居小家
引移シ是ヨリ諸方江手配仕候則傳兵衛方ニ而開發
仕候処者コタヌカ、トウロウ、ウエンヘツ、メナシ、ノツケ、ル
シヤサキム
イ此外小名有_レ之所者年々模様ニ寄り漁業ニ手配
仕候右之内壹式ヶ所者以前漁業茂仕候所ニ候哉草小家等
御座候得共番小屋相立和人差置漁業仕候儀者傳兵衛
請負之節夫々手配仕候鮭干鱒煎海鼠等之漁業者

此時相始メ申候此外ツイシ、クスリ、アツケシ其外共釣物等
 相始メ申候シコタン嶋蝦夷人之儀者三拾人程コタヌカ江呼寄漁業
 為致候尤同所も見分者仕候得共遠嶋ノ儀ニ而渡海
 茂六ヶ敷子モロ、クナシリ之内ルも切開可仕所茂有之
 事故和人者差渡不申候夫ヨリ子モロ、クナシリ、アツケシ共
 逃隠候蝦夷人茂段々集リ荷物も追々出増ニ相成候ニ付右三ヶ所
 御運上金千五百両ニ傳兵衛ヨリ申上相定申候尤御預ケ
 相成候前年ソウヤ、シヤリ、子モロ、クナシリ追陸通り差廻シ候
 諸費不_レ少御預ケ之初年ハ騒争後之事故蝦夷人
 氣受第一与存候而莫大之物入ニ御座候得共蝦夷人
 一同服從仕追年荷物出増候ニ付右之通御運上も
 相定申候以前アツケシ堺キイタツプ与申所ニクナシリ、

子モロ之蝦夷人共罷越交易仕候由其後ノツカマフ江
 居所引移シ候由御座候前文荷物出増ニ相成候ニ付手
 船限リニ而者荷物積取行届兼雇船仕雇初者
 手船下リ之節道先同様類船為致差下候事も
 御座候追々雇船も差下シ候事ニ相成積荷物高之
 内運賃之儀者七分三ニ相極申候右預リ中魯西
 亞人幸太夫磯吉連渡來仕其節領主之御用向
 も相勤其節之物入も不_レ少異國人帰帆共ニ取扱仕候
 クナシリ嶋之儀も前書奉_レ申上候通り支配人通詞
 番人等差遣シ候所蝦夷人騒争後之事故所々居
 小屋番家等焼拂有_レ之和人蝦夷人も死亡之跡故蝦
 夷人者勿論和人共元之居所を嫌疑事故ヲ口与

此の如く申候外、ツイシ、クスリ、アツケシ其外共釣物等
 相始メ申候シコタン嶋蝦夷人之儀者三拾人程コタヌカ江呼寄漁業
 為致候尤同所も見分者仕候得共遠嶋ノ儀ニ而渡海
 茂六ヶ敷子モロ、クナシリ之内ルも切開可仕所茂有之
 事故和人者差渡不申候夫ヨリ子モロ、クナシリ、アツケシ共
 逃隠候蝦夷人茂段々集リ荷物も追々出増ニ相成候ニ付右三ヶ所
 御運上金千五百両ニ傳兵衛ヨリ申上相定申候尤御預ケ
 相成候前年ソウヤ、シヤリ、子モロ、クナシリ追陸通り差廻シ候
 諸費不_レ少御預ケ之初年ハ騒争後之事故蝦夷人
 氣受第一与存候而莫大之物入ニ御座候得共蝦夷人
 一同服從仕追年荷物出増候ニ付右之通御運上も
 相定申候以前アツケシ堺キイタツプ与申所ニクナシリ、

子モロ之蝦夷人共罷越交易仕候由其後ノツカマフ江
 居所引移シ候由御座候前文荷物出増ニ相成候ニ付手
 船限リニ而者荷物積取行届兼雇船仕雇初者
 手船下リ之節道先同様類船為致差下候事も
 御座候追々雇船も差下シ候事ニ相成積荷物高之
 内運賃之儀者七分三ニ相極申候右預リ中魯西
 亞人幸太夫磯吉連渡來仕其節領主之御用向
 も相勤其節之物入も不_レ少異國人帰帆共ニ取扱仕候
 クナシリ嶋之儀も前書奉_レ申上候通り支配人通詞
 番人等差遣シ候所蝦夷人騒争後之事故所々居
 小屋番家等焼拂有_レ之和人蝦夷人も死亡之跡故蝦
 夷人者勿論和人共元之居所を嫌疑事故ヲ口与

申所江居小家引移シ則今以會所之有之所

之由御座候其外新規ニ漁場勝手能所見立居

小家番屋等相建申候殊蝦夷人共も和人殺害

仕候跡ニ候事故何となく心置候哉耽ニ出情も相見

得不申候ニ付種々申論格別尔手宛をも仕猶

遠嶋之事故和人も心債シ怖れ候様子ニ相見得

候故神力尔無之候而者一同帰服有之間敷存以前

ヨリ神觀請無之哉之趣蝦夷人江相尋候所弁天宮觀

請有之所右騒動之節居小家番屋焼拂候得共弁

天者残り候ニ付山奥大木之節穴江入置候由申候ニ付

取寄見申候所以前傳兵衛方ヨリ大船差遣候節

觀請之弁天様与相見得申候戸帳之裏ニ記シ有之

即假ニ社を相建祭禮を仕蝦夷人和人共服ひ追

々一同随從仕候間新規漁場等相見立候ニ付荷物

共尔三百石目位ならて出産無之所困荷物共尔

三四千石目出産ニ相成猶追々出増ニ相成家申

松浦久右衛門与申仁上乘り罷下り候節相談仕候所

續嶋之事故試ミ可致様被申付候ニ付前ニエトロフ

蝦夷人共クナシリ嶋渡來交易仕候ニ付是等

江も相談仕候所早束承知仕候得共兎角其節

者雲霧厚殊汐浪高く交易之渡海も難相成

趣ニ付エトロフ蝦夷人共之内クナシリ江出稼可為致段

蝦夷人江申合候所其年限リニ而場所引上ケニ相成申候

申所江居小家引移シ則今以會所之有之所
之由御座候其外新規ニ漁場勝手能所見立居
小家番屋等相建申候殊蝦夷人共も和人殺害
仕候跡ニ候事故何となく心置候哉耽ニ出情も相見
得不申候ニ付種々申論格別尔手宛をも仕猶
遠嶋之事故和人も心債シ怖れ候様子ニ相見得
候故神力尔無之候而者一同帰服有之間敷存以前
ヨリ神觀請無之哉之趣蝦夷人江相尋候所弁天宮觀
請有之所右騒動之節居小家番屋焼拂候得共弁
天者残り候ニ付山奥大木之節穴江入置候由申候ニ付
取寄見申候所以前傳兵衛方ヨリ大船差遣候節
觀請之弁天様与相見得申候戸帳之裏ニ記シ有之

申所江居小家引移シ則今以會所之有之所
之由御座候其外新規ニ漁場勝手能所見立居
小家番屋等相建申候殊蝦夷人共も和人殺害
仕候跡ニ候事故何となく心置候哉耽ニ出情も相見
得不申候ニ付種々申論格別尔手宛をも仕猶
遠嶋之事故和人も心債シ怖れ候様子ニ相見得
候故神力尔無之候而者一同帰服有之間敷存以前
ヨリ神觀請無之哉之趣蝦夷人江相尋候所弁天宮觀
請有之所右騒動之節居小家番屋焼拂候得共弁
天者残り候ニ付山奥大木之節穴江入置候由申候ニ付
取寄見申候所以前傳兵衛方ヨリ大船差遣候節
觀請之弁天様与相見得申候戸帳之裏ニ記シ有之

傳兵衛場所請負初年宝永年中者手船

一 五艘ニ而運送仕候其後追年合船并買船等仕
寛政二之頃者手船廿壹艘ニ相成申候都而東西
蝦夷地運送之儀者手船勝月御座候然所寛
政子年六月下旬當湊希代之大時化有之
折節東西蝦夷地ヨリ登リ船外諸廻船共丹百三
拾餘艘入込候内傳兵衛手船并雇船共廿式艘
不殘荷物積入罷在候所右大荒ニ而難破船仕誠不
存寄場所產物海失仕傳兵衛儀大心痛仕候得共
其秋迄之内造船并買船共六艘出來致候而
其年領主參勤御乘船等之手配仕候其外
庄内上方ニ而五艘合船仕翌丑年早春ヨリ場所々

東西仕入品等無差支手配方行届不相交其
後請負仕罷在申候

一 去酉年正月病死仕候傳兵衛儀隱居名泰
休酉七拾六歳也拾八歳ヨリ引續自身蝦夷地
商賣仕候内其頃者當時与違ひ海面甚阿
らく御座候ニ付破船數艘有之追々合船買
船等仕候所拾八歳ヨリ五拾五歳迄之内并弁財船
式百石積ヨリ千八百石積迄百式艘ニ相及申候
西蝦夷地場所々請負仕候分左之通り
カラフト嶋、ソウヤ、シヤリ、昔者ソウヤ計リ之所傳兵衛
請負中ニシヤリ、モンヘツ等始而立船仕通辭番人
稼方網類共々別段差下シ蝦夷人江申教漁業

一 傳兵衛場所請負初年宝永年中者手船
五艘ニ而運送仕候其後追年合船并買船等仕
寛政二之頃者手船廿壹艘ニ相成申候都而東西
蝦夷地運送之儀者手船勝月御座候然所寛
政子年六月下旬當湊希代之大時化有之
折節東西蝦夷地ヨリ登リ船外諸廻船共丹百三
拾餘艘入込候内傳兵衛手船并雇船共廿式艘
不殘荷物積入罷在候所右大荒ニ而難破船仕誠不
存寄場所產物海失仕傳兵衛儀大心痛仕候得共
其秋迄之内造船并買船共六艘出來致候而
其年領主參勤御乘船等之手配仕候其外
庄内上方ニ而五艘合船仕翌丑年早春ヨリ場所々

東西仕入品等無差支手配方行届不相交其
後請負仕罷在申候

一 去酉年正月病死仕候傳兵衛儀隱居名泰
休酉七拾六歳也拾八歳ヨリ引續自身蝦夷地
商賣仕候内其頃者當時与違ひ海面甚阿
らく御座候ニ付破船數艘有之追々合船買
船等仕候所拾八歳ヨリ五拾五歳迄之内并弁財船
式百石積ヨリ千八百石積迄百式艘ニ相及申候
西蝦夷地場所々請負仕候分左之通り
カラフト嶋、ソウヤ、シヤリ、昔者ソウヤ計リ之所傳兵衛
請負中ニシヤリ、モンヘツ等始而立船仕通辭番人
稼方網類共々別段差下シ蝦夷人江申教漁業

為致候所追年開ケ出產物出増ニ相成申候尤是ハ

御領主直場所ニ御座候 同家中給所之分

スツ、イワナキ、ヲタルナキ、イシカリ之内六ヶ所アツタ、浜マ

シケ、マシケ、ル、モツへ、トマ、イ右者家中給所之分ニ

御座候運上金其外諸品用立金等請負申

者過分相残り取替ニ相成候得共各期延ニ仕候

東蝦夷地請負仕候場所々左之通り

クナシリ嶋、子モロ、アツケシ、クスリ

是者御領主直場所之分ニ御座候巨細者前

同断之手配仕候同家中給所之分ヲサツへ、ノタナ

イ、ロサン、ユウフツ之内アツイシ、同上マ、チ、下マ、チ、同

上ムカワ、サル、ニイカツフ、シブチャリ、ミツイシ

右者家中給所之分ニ御座候

運上金其外用立金前同断期延仕候

右之通り東西蝦夷地ニ而場所々請負仕候分

三拾五ヶ所ニ而商賣仕相續罷在申候尤年季

替リ等有之右場所之内度々相離連又者受

負仕色々相替リ東西之御場所所有増請負

仕候鱈か寿へ煎海鼠昆布ノ粕等も右諸場

所々同新規ニ取立申所数ヶ所御座候右日

記之内ヨリ書取并祖父泰休申置候趣有

増奉申上候

乃致候所追年開ケ出產物出増ニ相成申候尤是ハ
 御領主直場所ニ御座候 同家中給所之分
 スツ、イワナキ、ヲタルナキ、イシカリ之内六ヶ所アツタ、浜マ
 シケ、マシケ、ル、モツへ、トマ、イ右者家中給所之分ニ
 御座候運上金其外諸品用立金等請負申
 者過分相残り取替ニ相成候得共各期延ニ仕候
 東蝦夷地請負仕候場所々左之通り
 クナシリ嶋、子モロ、アツケシ、クスリ
 是者御領主直場所之分ニ御座候巨細者前
 同断之手配仕候同家中給所之分ヲサツへ、ノタナ
 イ、ロサン、ユウフツ之内アツイシ、同上マ、チ、下マ、チ、同
 上ムカワ、サル、ニイカツフ、シブチャリ、ミツイシ
 右者家中給所之分ニ御座候
 運上金其外用立金前同断期延仕候
 右之通り東西蝦夷地ニ而場所々請負仕候分
 三拾五ヶ所ニ而商賣仕相續罷在申候尤年季
 替リ等有之右場所之内度々相離連又者受
 負仕色々相替リ東西之御場所所有増請負
 仕候鱈か寿へ煎海鼠昆布ノ粕等も右諸場
 所々同新規ニ取立申所数ヶ所御座候右日
 記之内ヨリ書取并祖父泰休申置候趣有
 増奉申上候

【解説】

・この文書は故村山栄（九代目）が昭和四十年代ころ当事函館大学文学博士の白山友正教授と交流があり村山家資料の提供していた。その頃、何らかの手段で複写されたこの文書を手に入れたとみられる。現在村山耀一（十代目）が所持。

・寸法（縦×横 二四五×三二三 綴じられた原本を開いた状態で複写されていて、写し出された枠の痕跡を測定する）

・丁数 十一丁

・原本の所在は不明だが、白山教授著書『贈訂 松前蝦夷地場所請負制度の研究』に「場所請負人 村山伝兵衛履歴」が引用されている。

■別に同内容のものが「北海道札幌區役所」の罫紙に書き写されて

函館図書館に所蔵されている。

▼函館図書館 0008 03020 50020

『請負人履歴・各請負場所調 伊藤正三編』

（写 和 半紙 一三〇枚）

- 一 村山伝兵衛……（複写されたものも村山耀一が所蔵する）
- 一 佐藤仁左衛門
- 一 岩田金藏
- 一 林長左衛門
- 一 西川貞次郎
- 一 岡田八十次
- 一 佐藤廣右衛門
- 一 小林重吉

一 松川弁之助

■右記『請負人履歴・各請負場所調 伊藤正三編』の村山伝兵衛の部分を書き（ガリ版印刷）したものがある。

▼創立二十周年記念学校祭（記念誌）『いにしえ』

昭和四十三年九月十四日

北海道松前高等学校 郷土史研究部 発行

指導 依田（えだ） 亀悦教諭

・「註」本文最初の「一 寛文中丹始而居住」とあるが、初代伝兵衛が初めて松前に居住したのは元禄十三年（一七〇〇）、十八歳の頃とされているので、寛文中は誤りでないかと思われる。

・文書解説……石狩市郷土研究会「村山家文書を読む会」

稀本紹介

明治14年函館印行の『讚神歌』

田中 實

キリスト教の讚美歌とは、神をたたえる歌をいうが、プロテス教会の日本聖公会では「聖歌」とよんでいる。

『讚神歌』は、英国監督派日本函館教会から明治14年（1881）8月に印行された聖歌集である。装丁は布装、14.5×10センチの小型本で、目録は176丁、頁数は176、90首の歌詞が所載されている。著者名・奥付はない。『讚神歌』は北海道で出版された讚美歌集では最初のものと思われる。原本は稀本といえるだろう。

1. 発見と調査の動機について

原本は石狩市の旧商家である中島家の土蔵に在った明治・大正期の商取引書状の詰まった箱の中から、3年前に調査中の筆者が見出した。同家初代は明治初期に佐渡から小樽に移住、次いで13年に鮭漁で繁栄の石狩市街に移転して荒物業を営んだ。

2代目房蔵代に発行の『北海道実業人名録』（同27年）には、呉服太物荒物と洋小間物商の大広告が載っており、30年末期には樺太に支店を開業するなど石狩第一の商家であった。明治期の度重なった市街大火を免れた土蔵には、諸道具・書画・俳句資料などが納まっております。うち俳句資料は私設資料館「石狩尚古社」に展示公開されている。

送状・請求書等の束のなかに紛れこんでいた濃紺の小型本の表紙

には「中島房蔵」と墨書されていた。献呈本であろうか。同人は曹洞宗寺の壇徒総代であり、同家に遺された経緯は判らない。

調査の動機は、北方史料研究会（谷沢尚一代表）で、函館のロシヤ正教会宣教師ニコライとキリスト教弾圧下での信者の活動などについて受講していたこと。訳文体の魅力、空白の著者名および該本の日本讚美歌出版史上での位置付けを知りたかったからである。

2. 『讚神歌』について

(1) 聖歌集史としての位置づけ

後記の諸参考文献から、日本で刊行の最初の讚美歌集は、明治7年（1874）の「教えのうた」で奥の昌綱筆、原胤昭発行、歌詞数19、神戸・一致協会系と知った。

プロテス協会の日本聖公会系の聖歌集史上では、「たたえのうた」同7年、大阪出版、エヴィントン著55首／「使途公開の歌」同9年、東京、ライト著、26首／「眞神讚美頌」同11年、大阪、ワレン著、31首／「眞神讚美歌」同13年（出版地不詳）ワレン、フォス著、約100首。

そして「讚神歌」（「たたえのかみうた」と読む説がある）同14年、函館（著者空白）90首が五番目として続いてきた。

江戸時代と諸外国との通商条約による箱館開港は安政4年（1857）、明治政府による「切支丹禁制」の高札撤去とキリスト教解禁は明治6年（1873）、英国聖公会の宣教師、W・デニングの函館着任は同7年、それから7年後の同14年に『讚神歌』が印刷されたのである。函館はキリスト教伝道師のうえでも聖歌集史のうえでも、日本の先進地であり、エキゾチックなまちであった。

(2) 著者・訳者について

目を通した讚美歌史などでは、すべて著者名が空白であり、判明するまでに3年を要した。『日本近現代人名辞典』吉川弘文館、平成13年／の、デニングの項、大浜徹也筆のなかに、「讚美歌」が主著として記されていたのを見出したのは、本年7月初旬のこと。改めて『教区九十年』日本聖公会北海道地区、昭和41年／を精読して、ウオルター・デニングの著書中に記載されているのに気づいた。読書の甘さの悔いは多きかったが、二書で確かめることができた。

(3) 90 歌詞について

漢詩の影響も認められるが、五七調・七五調の新体詩調の韻文が多い。和歌調が7首ある。「第二十 ありあけとほこれるひとよいそぎきけふとぞつぐるよらこびのこゑ」／「第二十一 ふみみれば雲にかよふみちもありこれぞみくにのあまのはしだて」／は一例である。また、月に叢雲／花に風／はまのまさご／あまつふるさと／うつせみ／志ののめ／くが／すてなたまひぞ／なしたまふなり／などの雅語、古語などの用語から、デニングのほか国文の素養ある受洗者が分担訳者であったことがうかがわれる。人名についても、エス／イエス／キリスト／エスキリスト／しゅ、など不統一である。印刷文字は、ひらがな（万葉假名を含む）が多く、地名・片假名、世／主／王などが漢字の表記である。

訳文は、先行の讚美歌集と対照して、こなれている。（後記参照）

2. ウオルター・デニング（1846 / 1913）について（抄略）

イギリス人、1846（弘化3）年7月23日イギリス、デボンシア州センド・メア市の郊外オタリイ生まれ。父は農夫であったと伝えられる。家庭や家族に関する詳しい情報は知られていない。

幼少時にエキセタル及びトルクエーの各学校に学ぶ。三年ばかり農業に従事。1866年（慶應2）年、イギリスCMS（聖公会宣教師教会）の宣教師養成学校を卒業。1869（明治2）年、ラテン語、ギリシャ語、英文学、歴史学などの試験に合格しカンタベリ大主教から執事に任命される。翌年CMSの宣教師として、モリチアス及びフランス領マダガスカル島に赴任する。

1873（明治2）年（12月説おある）、CMS派遣の宣教師として長崎に上陸、先輩宣教師デョージ・エンリーの受洗者 二川一騰（同派最初の信者）から通訳兼助力者となることの快諾を得て、日本語の学習に励む。1874（明治7）年5月16日（21日説がある）、伝道のため函館に到着、二川が同行。坂町の借家を説教所とした。求道青年の小川淳（17歳）が10月からデニング師に日本語を教え、傍らキリスト教を学ぶ。翌年、協力者の二川が東京へ去る。夏、函館近郊のアイヌ集落に宣教を試み反響を得、アイヌに特別の関心を痛感し、ロンドンのCMS本部に伝道の応援を依頼。明治9年、J・ウイリアム司祭が函館に着任。7月、アイヌ語研究の名目で特別パスポートを得て日高を初訪問、首長ペンリークと会見した滞りしてアイヌ語を学び伝道策を研究する。

8月、札幌農学校学生の伊藤一隆の受洗式をクラーク博士の宿舎で執行。同10年、休暇でイギリスに帰る。不在中にジョン・バチラー

(香港セントポール・カレッジに給与学生として入学中)が転地療養のため函館に来て、ウイリアム司祭宅で保護する。

1878(明治11)年、函館に帰任、夏再び平取のペンクリーを訪問し宿泊。11月、函館聖公会献堂式を執行(元町)。同12年(パチラー、CMS派遣学生伝道師に任命され函館在勤、ウイリアム東京に転任)。11月16日函館大火で教会堂、デニング宅、書籍一切焼失。1880(明治13)年、デニングと教員は同場所に教会堂を再建(8月完成)。パチラーを伴って平取を訪問、アイヌ伝道の一切の責任をパチラーにゆだねる。(これがパチラーがその後の生涯をアイヌ伝道に捧げたきっかけ)。平取の帰りに札幌で伝道後に、石狩に赴きアイヌ約200名に説教、札幌で伊藤一隆家族、平野家の計5名に受洗。同14年、伊藤一隆と小笠原富の結婚式を札幌講義所で執行、(司祭者デニングと道聖公会信徒の最初の結婚式)。8月、英国からラング司祭が函館に着任する。

1882(明治15)年、キリスト教の日本伝道のうえで異説をたて、CMS本部に容認を求めていた件で話し合いのため10月帰国、本部は、デニングの説は聖公会の伝統的教理に背くものとしたが、自説を変えなかったため同16年1月30日解任され退職。デニングは同年来日し函館を去って、9月に学習院で語学を教授。また、文部省で英語教科書の編集(高等師範学校に在席して)、海軍省で英・仏語を教授、慶應義塾でも教授した。同23年、オーストラリアに出かけ、同23年三たび来日して仙台の第二高等英語教師を務めた。同36年5月に勲五等双光旭日章を受賞、1913(大正2)年12月5日、心臓麻痺で(仙台で)死去、68歳。同年12月、勲四等瑞寶章を

贈られる。墓は仙台市北山の輪王寺裏手の外人墓地にある。

なお、子息(次男)のM・Eデニングは外交官として活躍、1952(昭和27)年に第二次世界大戦後、初の駐日イギリス大使として着任。1957(同32)年帰国したが、その間に函館にも来て父デニングの写真や資料などを見てたいへん喜んでいた、という。

※ 附記—W・デニングの著訳書名は、次のとおりである。

翻訳者……サムエル前後書、エレミヤ書、啓示に必要な奇蹟(モズレイ著)、知られざる戒律(モズレイ著) 歴代志略上・下

著書……讚神歌、生死論、啓示の必要性、旧約聖書の権威と靈感、真道德論、聖書論、その他新聞、雑誌などの発表が多い。

また、真神十誠(まことのかみのじっかい)木版刷の伝道紙(明治8/10年頃函館で頒布)が函館図書館に所蔵されている。

(主な参考文献)

讚美歌小史(由木康)日独舎院、昭7/明治初期の翻訳讚美歌(神谷種亮)明治文化研究第二輯所収、昭9/ドクトル・ヘボン(高谷道男)牧野書店、1954/賛美歌と大作曲家たち(大野百合)創元社、1998/讚美歌・聖歌と日本の近代(手代木俊一)音楽之友社、1999/日本音楽大辞典、平凡社、1989/来日西洋人名辞典、日本アソシエーツ(株)、1995/北海道大百科辞典下巻、北海道新聞社、昭56/教区九十年、日本聖公会北海道地区、昭41/明治キリスト教会史の研究(大浜徹也)吉川弘文館、昭54/北海道キリスト教史(福島

恒雄) 日本基督教団出版局、1982/宗教大観、読売新聞社、昭7
/北海道と宗教学(須田隆仙) 教学研究会、昭40/ジョン・パチラー
(仁多見巖) 大空社、1998/異教の使徒―英人ジョン・パチラー
伝(仁多見巖) 北海道新聞社、1991/日本近現代人名辞典、吉川
弘文館、平成13/新札幌市史第二卷、札幌市、平成3/SEA―GI
RT Yezo (辻喜久子) 地域史研究「はこだて」第2・3号、函
館市史編さん事務局、1985、1986。

ご教示・ご協力を賜った次の各位に厚く謝意を表します。

中島勝久氏、仁多見巖氏、前川公美夫氏、羽田芳美氏、大島教子氏、
近江幸雄氏、日本聖公会札幌聖ミカエル教会司祭大友正幸氏、田所勉
氏。

注 本文は、『北の青嵐』 第130号 平成十五年十一月一日北
の青嵐会員交流会報に掲載したものを著者の了解を得て再録した。

『讚神歌』資料

訳文対照例

「教のうた」明治7年（一八七四年）
六月刊 歌数一九
板下・奥野昌綱筆、原胤昭発行
我国で刊行された最初の讚美歌集

第八 Book of ages, cleft for me

- 一、われたるいわや われをかこめな
さきたるときのみづまたちしほ
つみもなやみも きよくあらへよ
- 二、かひなはよわく おきてにたえず
こゝろはげめど なみだたへずも
わがきみのみぞ つみよくあがなふ
- 三、てにもあらず じうじかにする
たすけなきはだみ けがれしこのみ
しゆのたすけなくば たゞ死なんわれは
- 四、つゆまのいのち きえはてんときに
みぬくにのふり しゆにまみへんとき
われたるいわや われをかこみな

本多齋一訳
(ブラオン手記に拠れば)

「讚美歌」明治十四年（一八八一年）
八月刊 訳者並出版人 原胤昭
総数一〇三首

第十一

- 一、われたる岩よ われをかこめな
さかれしときのみづ又ちしほ
つみもなやみも きよくあらへよ
- 二、わが身は弱く おきてに堪へず
こゝろ勵めど なみだはもろし
わがきみのみぞ 罪よくあがなふ
- 三、手にものあらで 十字架にすぎる
弱きこの身も けがれしたまも
主のたすけなくば ながく死ぬべし
- 四、草葉のつゆと いのちは消えて
見ぬ世にうつり 神を見るとま
われたるいはよ われをかこみな

明治十四年八月印行

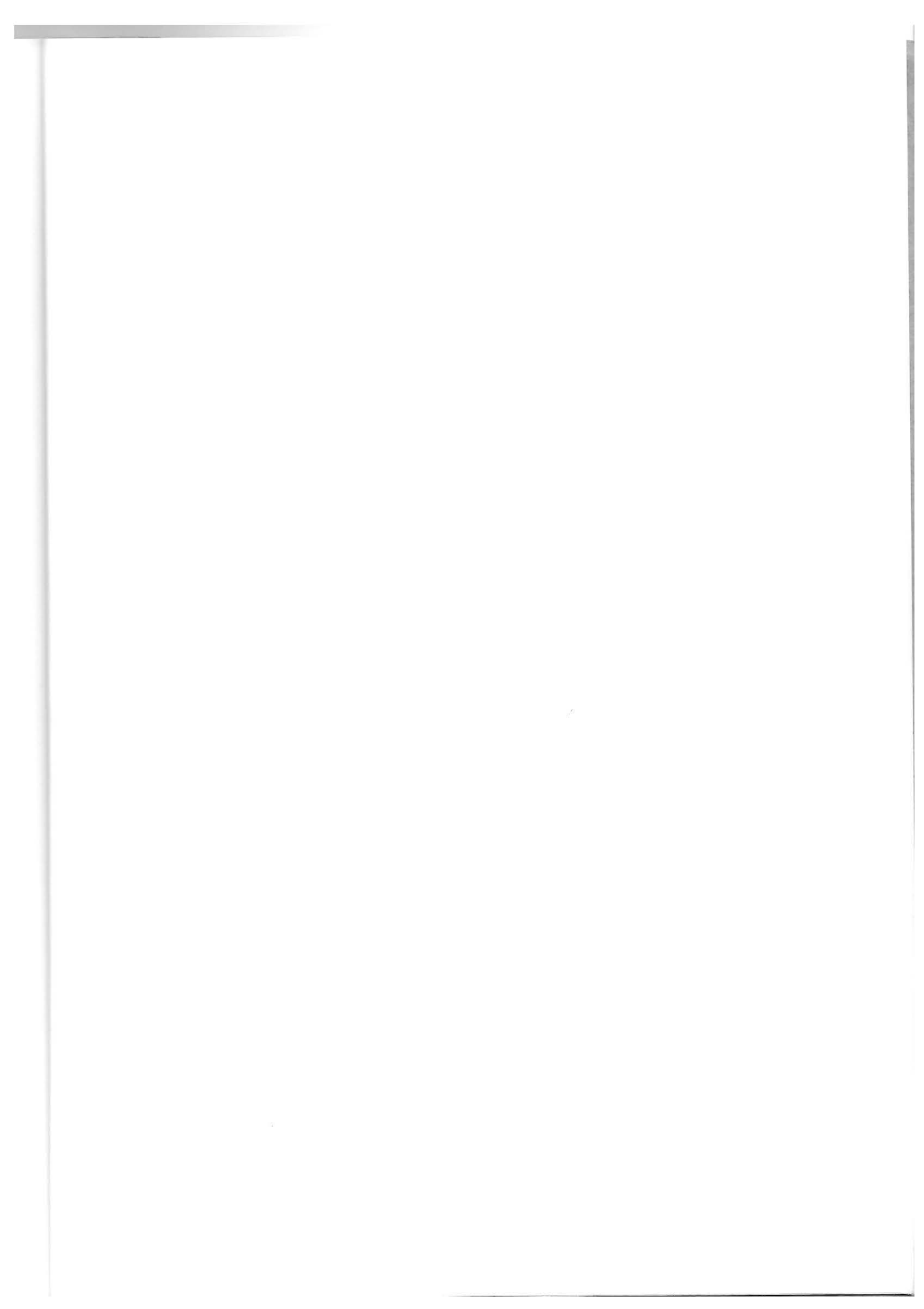
讚神歌

英國監督會派
日本函館教會

第四

| | |
|---------------------------------|-------------------------|
| 一、われたるいはや さきたるわきの つみもなやみも | かこめなよ みづちしを きよえれり |
| 二、わがみはつねに たきてにたへぬ こゝろはげめど | よわくして かなしきよ せくなみた |
| 三、わがきみのみぞ | くみとりて |

| | |
|---------------------------------|----------------------------|
| 四、たはくのつみを てにたにもなく かゝるはたみは | あがなへり トウトかに たをけなき |
| 五、つゆまのいのち みくくのほり われたるいはや | はてぬれほ しゆにまみへ われをかこめな |



石狩浜漁業関係者の主な祭事

吉岡玉吉

海で生活する漁師は昔から「板子一枚底は地獄」と生命を賭して働いて来た。人力に及ばないところは神仏にすがる。つまり崇敬し信仰心が厚く崇拜の念をもって生活して来た。

石狩本町地区は小さな集落であるが寺社が多く神仏が祀られているのもそのためである。

ですからそのほとんどが漁に関連する神々が祀られており、それぞれの祭事が行われていた。主たる事柄については先達の刊行物等によって公開されているので、ここでは漁業に携った人々の記憶のなかにあるものを紹介することにする。(昭和一〇年頃から昭和二〇年頃まで)

○祭事と事柄。

○石狩八幡神社例祭大祭(郷社)

注 ○社格、明治四年布告、昭和二〇年廃止、官幣大社、中社、小社。国幣社、府・県・郷・村・無格社。別格官幣社、(小社と同じ待遇を受ける功臣を祀る)(建築様式は神明造)

○建築様式。大社造り、住吉造、神明造、春日造、流造、

八幡造、

○鳥居 八幡鳥居

神明鳥居(円柱の上に円笠木をのせ、下に貫をつけたもの)を八幡鳥居(笠木先端跳ねあがる)に改修した(大正九年) 注 元弁天社の鳥居であった。

祭神名 菅田別命、倉稲魂命。

祭日 九月十四日宵宮祭。十五日本祭。

催しもの 草相撲、子供相撲、屋外映画、露天二十軒前後。以下

『石狩の碑』参照

渡御

御神輿を機帆船(独航船)に乗せて八幡町地区に渡ると共に、大漁旗を立て満艦飾よろしく、本町地区の住民、体験乗船して上丁寧(現河口橋)から河口まで遊覧航海をするのが恒例であった。この日は石狩港に所属する船舶は全船参加した。

○金毘羅祭(石狩浜では「金毘羅さん」と崇めたてている。)

祭神名 金毘羅大明神(金毘羅権現ともいう)

祭寺名 法性寺(弁天町十五) 以下『石狩の碑』参照

祭日 一月九日宵宮。十日日本祭。

各家々では「竜神」さん(八大龍王の一神、雨と水の神様。)の掛軸をかけ祈願お祝いをした。信者が組み合って祭寺に詣するための講。(仏典などを講義する会)

○金毘羅様異聞

①金毘羅様が蟹に助けられた話。

法性寺住職、馬場與信が近隣の子供達に説法。

昭和六・七年ころのこと。

金毘羅様は偉い海の神様で、若いころ、ふとしたことで鳥流しにあった。間もなく定がとけて国に帰ることになった。ところが乗っていた船が時化で遭難し、金毘羅様も沈んだ、するとどこからか多くさんの

蟹が集まって来て、寄り添って金毘羅様を甲羅に乗せ陸まで連れて来てくれた。金毘羅様が岩の上に立っている姿、その岩が蟹なのだ。私は今でもどんな蟹でも食べないことにしているんだ。一生懸命人につくせば必ず報いは帰ってくるんだよ。という話は今でもわすれられないという。

話者 弁天町在住 鈴木ナミ 大正十一年生

②法性寺の寺号（法―梵語―達磨 属性にあるもの 存在。性―天性 うまれつき）

平成十三年六月隅々法性寺本堂で現住職石川厚信さんの法話を聴くことになった。法性寺は一般、音読するにホウシヨウジと読んでいるが、仏語からは「ホツシヨウ」と発音するという。この寺は圓照山寶球院法性寺となっているとのこと。筆者少年（十一歳ころ）のころ古老吉岡三之助などが「どら、ホツシヨウジさお参りに行ってくるか。」と話し合っているのを聞き「何で、ホウシヨウジと言わないのか」「年寄りになままっている」と怪訝であった。この日（六十四年間）「ホツシヨウジ」が本来の寺名であることがわかり、はずかしい限り。（筆者七十五歳）

③法性寺建造物が料理屋（割烹）であった。

法性寺は、現横町真田二郎（故人）方付近にあったが、明治四十年（一九〇七）の火災で焼失、現在地の空店舗（割烹）に移転し若干の改築を見ているが、今日に至っている。裏側には庭園が昔を偲ぶかのように残っている。

④河合裸石紀行小説 法性寺の怪

本名 河合七郎、明治三八年から八年間、厚田村尋常小学校教

諭。札幌から厚田に帰る途中一夜の宿を法性寺に求めて本堂で寝た。

南東の風（ヤマセ）が強く吹き夜中に怪物があらわれ目覚め、翌朝住職に話したら、信仰していた老婆が朝まだきなくなるといいう「石狩河畔の怪」として紀行小説『熊の嘯』（顧問高木憲二氏秘蔵）の一節として記載されている。

○船霊祭（さんと崇め礼拝している）

祭日 法性寺

祭日 一月十日 金毘羅大明神本祭

○船霊様異聞

船霊様にお供えしていた豆（五穀『米・麦・粟・豆・黍又は稗』）を海中に撒いたら時化が納まった話。

昭和二十年（一九四五）十二月寄港した奥尻島、釣弼港（現奥尻港）で東北風（しもかぜ）の大時化に合い、乗船（筆者の乗っていた船）の傍らに舫っていた機帆船の機関長が岸壁を越えてきた高波にさらわれ行方不明になった。本船も舫っていたピッド（繫留止）が欠損して港外に押し流されそうになった。十四・五メートル港口方向に移動して行ったところで行きあしが止まり、次第に荒れた風も下火になり、高浪も小さくなって来た。夜明け頃になり船長（金田清吉 当四〇歳）が、「時化の最高時、船霊さんにお供えしていた穀物（豆）を祈って海に撒いたから時化おさまった。船も助かり皆さんも無事でよかった。」ということ、操舵室の祭壇に手を合せた。

○弁天社祭典（石狩では「弁天さん」と崇めていた）

祭神 主神 巖島大明神（市杵島姫命）

合殿 妙龜法鮫大明神

々 稲荷大明神

祭日 例年八月十五日

以下『石狩の碑』参照

○弁天社異聞

○弁天さんの小母さん。

昭和初期から昭和十年代（一九二六―一九四〇年）は堂司（堂の番人）はいなかった。昭和十六年ころ、札幌（中央区南八条西二十二丁目）白鬚明神（現、白鬚大神講社）から五十歳前後の祈禱師（庄司某女、指圧師の免許所持）が堂司として社に付随する居室（社務所兼）に入居して毎朝七時前後に礼拝していた。

（北千島鮭鱒流網漁業船主 吉岡由太郎氏が推挙したもの）

昭和二十年（一九四五年）七月十五日、石狩空襲で弁天社も破壊し、御神体を石狩八幡神社に奉還された後、堂司は札幌市白鬚講社（山本ナミ）に転居した。

○今でも気になる小母さんの一言。

人に依頼されると占いをすることもあった。「今年はそんなに多くさん鯨は獲れないが、まあまあ釣はあるよ」とか、「秋味も不漁にならないだけは獲れるよ」と予言。大体その通りの漁はあった。

昭和二十年三月入営（現役兵）する二月上旬、たまたま、家に来て父親の指圧をしながら、筆者に向かって「貴方は兵隊に行ってもすぐ帰ってくるよ。八月ころには戦争も片付き無事に戻るから」という。「何言っているんだらう」位に思っていた。偶然であろうが、八月十五日に終戦になり八月二十六日に帰宅した。

○弁天社講

信仰する人々が組み合って弁天社に参詣し鑽仰する法会。（鑽仰 偉人の学徳を仰ぎたつとぶこと）

昭和十二年（一九三七年）ころまでは子供相撲や露天も出て賑やかだった。

○太郎代天曝観音

昭和十一年（一九三六年）網元、吉田庄助氏が、出身地、新潟県

太郎代から誘致した仏様。

以下『石狩の碑』参照

○西国三十三箇所霊場、○観音講

以下『石狩の碑』参照

信仰する婦人達が敷地内にある御堂に参集して御詠歌を詠って祭事を行う。寒の入り一月六日（小寒）から寒修行として二月三日節分まで、三人／四人、一組（数組）で御詠歌を詠って托鉢した。吹雪の日でも真白になって鈴を鳴らして歩いていった。

○稲荷さんのお祭り「初牛」

二月の最初の午の日を「初午」道内の沿岸地方で稲荷社（祠）で漁の神様として祭事を行う。

石狩浜では弁天社に合祀されている他、八幡町に神社として祀られている。本町地区では、個人で敷地（横町 忠海要太郎方）に祀り祭事を行っていた。

○厚田浜では小谷村（青島）山頂に祠があり、三月の二の午の日に祭事を行い鯨の群来の占いをしていた。

お供物を前日（赤飯、油揚げ、昆布、果物、お菓子など）に供えて翌日の祭日にネズミなどの小動物に食べられている状況を見て漁の有無、群来の濃い薄いを占った。

参考 桑占い 桑Ⅱ米の粉。

寿都方面、

棗を祭壇から下して水を加えて泥状にしてオシロイを作り祭事が終つて直会の席で誰彼となく顔に塗る。白は鯨の白子の意。塗りの濃い薄いで群衆の強弱を占う。

○船の新造祝、及び出漁祝。

(1) 千島鮭鱒流網機帆船（独航船）

新造時の祭事、新造時については造船所で行われて来るが、回航して来て「魂入れ」と称し、吉日を撰んで金毘羅様、船霊様を祀つて神職を招いて祈祷する。船主は紅白の餅をつき関係者（縁者）主だった乗組員など）に配布する。無礼講の酒宴はしない。知人、縁者は大漁旗を贈る。

北千島への出漁前日、船主、漁労長など八幡神社に参拝して航海の安全、大漁祈願をして出漁した。

(2) 船下。
① 機帆船（独航船）

石狩川十二月中旬以降になると結氷が始まる。十一月中旬から下旬にかけて、造船場上架する。春三月氷が暖むと共に進水するのであるが、その前に修理（船底のドクチャン『防腐剤』、ペンキ塗り）エンジンの点検等を行つて出航の準備をする。

船下後は試運転、贈られた大漁旗を揚げて船霊さんに五穀をお供して神職を迎えて海上安全等を祈願する。

② 三半船、磯舟等。

①と同様の行事となるが、その漁期に入る前に網卸と同時に進行うことが通例である。

○網卸の祝。

彼岸の前後が、型入れの後の吉日（大安）を撰んで親方（漁場主）

が従事する漁夫を集めて行う。明治、大正、昭和の始めころは料理店や貸座敷で行つたが、その後は漁場主の家か番屋で行つた。

他に「網子合せ」「網別れ」などの行事がある。

○節分の豆占い。

炉の灰に地域別に名を付けた豆を並べ焼け具合で占つたもの、占いの場所（漁場）は自分（占つた人）が決める。

各漁場にはそれぞれの稲荷さんが祀つてありお供え物の食べられでその場所（鯨の獲る場所）を占つた。

○彰魂祭（現彰徳祭）

漁撈には関連のない祭事であったが、八幡神社には祭例に次ぐお祭りであった。

例年八月十六日。日清、日露の戦争に行き戦没した人の慰霊碑。神職に依る祭祀。町有志、小学校生徒全員が出席して行われた。

催しもの。子供相撲、草相撲、銃剣術、剣道、屋外映画会、露天十数軒など。

昭和二十年（一九四五）以降中断。平成十二年石狩市在住、佐藤水産株式会社、社長佐藤 寿氏によつて慰霊祭として行われている。以上。

石狩市本町地区あやかり名

(仮名・渾名考)(サケ・マス漁業の基点を含む)

昭和初期～昭和二〇年頃まで

吉岡 玉吉

6 運河橋(うんがばし)

の名物となっていた。高さ二五・五メートル。昭和三六(一九六
一)年撤去、サケ・マス流し網漁の基点となっていた。

昭和十一(一九三六)年石狩川捷水路工事(シヨートカット)

による堤防完成に伴って放水路に全溶接橋が架設され運河橋と命
名された。地区「マクンベツ」の呼称より運河橋と呼ぶのが一般
的呼称となっていた。

昭和二〇(一九四五)年七月、石狩空襲で二五〇キロ爆弾二発投
下されたが健在だった。

7 上貞寧(かみていねい)

テイネイ。濡る、処。(漁夫川に入り腰まで濡れて網を引きたる
によって名付く、但し近來の名にして古名にあらずという。)

永田方正

現河口橋から開建石狩分駐所附近まで。右岸にサケの地曳網場所
があった。

(昭和十年頃まで)夜間サケ流し網漁の基点になっていた。

8 下貞寧(しもていねい)

現開建石狩分駐所附近から下鉄塔(送油塔)附近まで、右岸下流
にサケ地曳網場があった。(昭和十三年頃まで)夜間サケ流し
網漁の基点及び場所となっていた。

9 渡船場(とせんば)

石狩川河口渡船場の略。安政四(一八五七)年から石狩川の「渡
し守り」として昭和五三(一九七八)年三月廃止になるまで人々
の足となっていた。(二二一年間)

1 裏町(うらまち)

横町の異名、表通りは親船町でありその裏通りであるところから
呼称されたもの。近年でも古い人々の間で呼ばれている。

2 新道(しんどう)

忠魂碑前附近から能量寺付近までの呼称。町制が施行された明治
十一年(一八七八)年石狩から札幌まで車道工事が始まり拡張し
たことによる。誰れ言うとなし使われ昨今でも呼称する人がいる。

3 桑田農場(くわたのうじょう)

明治三三(一九〇〇)年九月、矢白場(現親船町)に桑田知明氏
が農場を開き命名した。本町より約1.5キロの地点にあり、学童の
遠足の場として格好の農場であった。主として柏木の樹林で、舎
前は開け公園のようであった。

4 上鉄塔(かみてつとう)

石狩川を横断していた送電塔で、現石狩川開建石狩分駐所下流約
二〇〇メートルに設置されていた高さ目測二五メートルの鉄塔。
下流の送油塔と共に街の名物であった。サケ・マス流し網漁の基
点にもなっていた。

5 下鉄塔(しもてつとう)

明治四四(一九一一)年八月、軽川(現手稲区)まで約一八キロ
に架空線で川を横断させて原油を流送した鉄塔で送電塔と共に街

- 右岸渡船場下にサケ地曳網場があった。(昭和十六年頃まで)
 夜間、左岸、右岸共サケ・マス流し網漁の基点であった。
 10 亜麻倉庫下(あまそうこした)
 昭和初期、日本麻糸(株)が建てた倉庫で、この下の石狩川の流れが変化するところからサケ・マスの流し網漁の基点と投網の場所となっていた。今は倉庫はなく堤防になっている。現、八幡二ノ七一ノ二先附近と推定。
- 11 河端(かわばた)
 本町地区の人々は川淵(船場町)を「河端」という。作業に行く時など「河端さ行く」という。此処に住んでいる主婦を「河端のカッチャ」で通っていた。今堤防が出来、この名は人々にとって懐かしい。
- 12 川尻(かわじり)
 石狩川の川口つまり川の下(尻)を意味する。
 サケ・マス流し網漁の最高の漁場であった。突如三角浪が起き危険。でも若者達は勇躍出漁一番の漁を望んだ場所である。
- 13 早崎(はやさき)
 河口の突端部の左岸をいう。川一番の流れの早いところから名付く。サケ後取漁(十一月末、十二月)になるとこの附近に仮家を建て街から移動して漁(刺し網漁)をした。(四・五軒共同で居住、昭和十二年頃まで)
 特に走り漁(九・十月流し網漁)では時化早く、浪荒く多くの犠牲者も出た。
- 14 柏木原(かしわざはら)
 現石狩小学校から以西の柏木林、共同墓地を挟んだ一帯を呼んでいた。秋の山ブドウ、ハマナス狩り、初夏の薪(たきぎ)伐り、人々に多く使われた名称である。
 昭和二十(一九四五)年七月石狩空襲の折り、一週間も逃げ込んだという人もいた。
- 15 堀神威(ほりかもい)
 逆流する湾(ホルカモイ) 永田方正
 史実では堀神と書いてホルカモイとしているが、裏町衆の間では堀神威と書いてホリカモイと呼称していた。子供達の間ではホリカモイと言った方がいいやすかった。
 この地点は河口周辺で第一のサケ地曳網漁場で昭和三〇(一九四五)年河川漁廃止になるまで続いた。
- 16 鶴越(ひよどりごえ)
 旧小学校砂丘斜面(現、番屋の湯)に本町地区で一番高い(標高二〇メートル位)砂丘があり、大人も子供もスキー遊びをし、二月の中旬頃になると少年スキー大会(昭和十二・三年頃まで)が開かれていた。夏・冬子供達の格好の遊びであった。
 命名は石狩本町地区の砂丘で一番高いところで急な坂が二重になっていたところから誰れ言うとなく名付けられたもの。
- 17 西浜(にしはま)
 本町地区の約三キロの西方(石狩湾新港)に位置している地点で古くからサケ大網漁場(後定置網漁)があった。市街地より西方向に位置しているところから西浜と呼称されたもの。昭和十五

- (一九四〇)年頃までサケ定置網の漁場があった。
- 夏休みに入った子供らがハマグリ(コダマカイ)を取りに出かけたところ。
- 18 前浜(まえはま)
焼場下(火葬場)から灯台下周辺までの一帯を漁場区域として呼称していた。
- その昔(明治初期、現番屋の宿海岸当りを大網と呼称していた。この地に、一日二・三回曳いたという大曳網があったという。石狩観鮭漁の記 関場梅屋)
- 昭和十年代では定置網の吉田漁場があり、夏は石狩浜海水浴場として札幌市、江別市、当別町、新篠津村、岩見沢市、夕張市方面からも来石していた。
- 19 焼場下(やぎばした)
いしかり火葬場の下を呼称したもので前浜の西側地帯をいう。この海辺は、小手繰漁、ホッキ巻漁のポイントとなっていて漁師がこぞって集中した地点である。好漁の場であるところからの命名である。
- 20 灯台下(とうだいした)
前浜の北東側に位置し川側はサケ地曳網漁の基点、浜側はサケ定置網漁の建場(相原漁場)となっており、漁家の漁場の基点として呼称していた地名である。
- 21 学校の山(がっこうのやま)
旧小学校(現番屋の湯)の裏山(砂山)の呼称。この周辺に住む漁家が、その日の空模様など日和見する丘となっており、いつしか呼ばれるようになっていた。今は呼ぶ人はいない。
- 22 出雲さんの山(いずもさんのやま)
出雲教会(弁天町)の裏山でこの地区の漁家が朝夕出向いては日和見し、出漁の善し悪しをきめていた。多く集めるところから交流の場にもなっていた。
- 23 禅寺の山(ぜんでらのやま)
曹源寺(弁天町)の裏山で、この地区の漁家が朝夕出向いては日和見して出漁の善し悪しをきめ、漁撈状況などの交換をしていた。
- 24 金毘羅さんの山(こんびらさんのやま)
法性寺(弁天町)の裏山。漁家の日和見砂丘。この場所も近所の家々のごみ捨場。(現展望台)
- 25 日和山(ひより山)
金大亭から浜に通ずる丘。この附近の人が日和を見たところ。
- 26 神社の山(じんじやのやま)
石狩八幡神社の裏山。各砂山と同じで呼称されていた。
- 27 浜茄子原(はまなすはら)
浜茄子の丘全体を呼称していたものでなく、神社北東側の平地一帯の浜茄子の自生しているところを呼んでいた。
- 昭和初期は見事なまで咲き誇っていた。昭和一〇(一九三五)年ころのお盆あたり草競馬が行われていた。
- 28 観光グラウンド(かんこうぐらんど)
昭和一〇(一九三五)年代に町立で浜町に作られ年一回石狩管内青年体育大会が開催され、売店や露天が出店され賑やかであった。野球場も兼ねていた。

29 海浜ホテル（かいひんほてる）

昭和一〇（一九三五）年着工、翌五月完成の見込みであった。海水を引き温泉形式、三階建（客船風）ホテルとしてほぼ完成を見ていたが資金難等で挫折、廃屋同然になっていた。昭和二〇（一九四五）年健民修練所として使用途上同年七月石狩空襲で破壊された。

30 川向（かわむかい）

本町地区からは八幡町側を言う。また八幡町側の人々は本町地区を川向と言っていた呼び名。

石狩十三場所（元禄一三『一七〇〇』年）と地名由来

吉岡 玉吉

かつて蝦夷地と呼ばれた北海道では、各地でアイヌとの交易が盛んに行われていた。このような交易が行われた一定の領域を場所と呼んだ。

当初は松前藩士が知行（注一）主として直接交易したが、やがて近江・大阪の商人達にこれらの交易の支配を任せ、藩は営業税として多額の運上金を取り立てたのである。

これらの交易場所が代表的なものが「石狩十三場所」である。この名は石狩川流域の支流の河口に交易場所を設けたことからその名で呼んだもの。

石狩十三場所を任された商人の中に有名なものは、阿部屋「村山家」で一時期は十三場所を一手（文化一二『二八一五』）に請負った。十三場所（注二）とは、トクピタ（徳鑑）、シユウマツプ（島松）、上下ツイシカリ（対雁）、ハツシヤブ（発寒）、上下カバタ（樺戸）、上下ユウバリ（夕張）、上下サツポロ（札幌）、ナイホ（苗穂）、シノロ（篠路）である。

注一、知行主 知行……支配する。治めること。家臣に恩給された領地。幕府、藩から俸禄として給付された土地を支給することをもいう。

主は松前氏

注二、十三場所 ① ⑬まで場所所在地

(1) トクピタ（トクピタ、トクピラ、トクピラ、徳鑑。 川の端の意）

① 石狩川左岸の河口域。（本町地区の下流域）

(2) シユウマツプ（島松）（シユママツプ、シママツプ、シママフ、シマアブ、シママウブ、シマアウフ、シマウフ、シユマ満布、スマオマブ。石が・ある・もの）

○由来 西蝦夷日誌は「この川4の源が総じて平磐であったため」と書いた。

松浦武四郎『戊午日誌』は本名 シユマオマフ「川上に岩がある故にく」と書いている。川下には石や岩はないが、上流に行くとき大きな岩が多という。 山田秀三

② エベツ川（現千歳川）左岸の支流島松川流域。

(3) 上下ツイシカリ（対雁）（ツエシカリ、ツヒシカリ、ツイシカリ、シツカリ……つい石狩・津石狩・対雁）

トイシカラ……回流沼？ 由来。野津幌川と厚別川の間にあった沼が清水を湧き出回流していたため。 永田方正

トエシカリ……沼がそこで 回る。 山田秀三

③ ア、下ツイシカリ……石狩川左岸の支流対雁川（現豊平川の旧流）の下流域。

④ イ、上ツイシカリ……同右の上流域。

(4) ハシヤム（発寒）（ハツシヤブ、ハツシヤフ、ハツサフ、ハツサブ、ハツシフ、ホツサブ）

ハツヤム……由来。 桜島の如き鳥多し。 松浦武四郎
ハチャムベツ……桜島 川 由来 桜島多し。故に名付く。松浦氏の時ハツサブとなる。 永田方正

⑤ 石狩川左岸発寒川流域。

(5) 上下カバタ (樺戸) (カハタ、カワタ。賀波多。樺戸)

カバト……コウホネ (水草の名、スイレン科の多年草、沼、沢などの浅水に自生、レンコンのような根茎があり食用にしたのだという) の意。

由 来……この地の河沼にコウホネが多かったため。永田方正 間宮図、一八二一年。カバト川に沼が描かれているという。新十津川百年史もこれをとっている。山田秀三

⑥ア、下カハタ……対雁川川口より石狩川右岸の支流カハタ川に至る間の石狩川流域。

⑦イ、上カハタ……カハタ川口より石狩川右岸の支流ウリウ川に至る間の石狩川流域。

(6) 上下ユウバリ (夕張) (ユウバリ、遊張、夕張)

ユバロ……温泉の口 (鉱水の川口) の意。

由 来……流域に目ぼしい温泉場はないが、小さい鉱泉はあるという。ユは温泉と訳されてきたが、熱い湯とは限らず 鉱水のこともいった。昔千歳川 (江別川) に注いでいた当時の川口に、下流の鉱泉水が流れていたため、ユー・パロと呼ばれ、それがひいて全川の称となり、夕張の名になったと考えられないこともなさそうである。

永田方正・山田秀三・松浦武四郎

そのの口 この川が、往時の文化の中心であったシコツ (千歳地方) に往来する口があったのに基づくものである。

⑧ア、上ユウハリ……石狩川左岸の支流エベツ川の合流する夕張川

の下流域。

⑨イ、下ユウハリ……同右の上流域。

(7) 上下サツポロ (札幌) (サツポロ、サツポロ、シャツポロ。祭幌。札幌。)

サツポロ……乾く、多い、この川が急流で乾燥しやすかったため。乾燥広大、乾く、大きい。 松浦武四郎 永田方正

サツチェブポロ……乾した、魚、多い。 豊平河岸でたくさん捕れた鮭をアイヌの家毎に貯えた様子をいった。

林 顕三 山田秀三

サラポロベツ……そのヨシ原が、広大な・川。音が変化しサチ

ポロベツとなり下部が省略されてサチホロとなり、さらにサツ (乾いている) に訛化されてサツポロとなった。 駅名

サツポロベツ……乾く・大きい・川。 豊平川が峡谷を出て広い

砂利河原が出来る姿を呼んだのではないか。

山田秀三

⑩ア、下サツホロ……石狩川左岸の支流フシコサツポロ川の下流域。

⑪イ、上サツホロ……同右の上流域。

ナイホ (苗穂) ……ナイホウ、ナイポ。苗穂。

ナイポ……小さな川の意。

由 来……苗穂駅の北にあった伏籠川の東支流ナイポが名のもと。ポは子供で、地名の中ではよく指小辞として使われ

る。つまり小さな川の意。

山田秀三

⑫ フシコサツポロ川上流右岸の支流 ナイホウ川十域。

(9) シノロ (篠路) …… シノオロ

シノオロ …… ほんとに・水が・ある (所・川) の意。

由 来 …… 語呂合わせをしようとも考えたが、これはただ研究

案である。

山田秀三

⑬ 石狩川左岸の支流シノロ川流域。

参考資料

・ 『アイヌ語地名リスト』 北海道環境生活部

平成十三年三月 発行

・ 『旭川研究へ昔と今』 第三号

平成四年十一月二日発行

平成十四年十一月二十七日

文責

吉岡玉吉

石狩町沿革史

石狩町役場編纂

明治四十二年五月

石狩町沿革史(明治四十二年五月石狩町役場編纂)

目次

- 一、開村由来
- 二、町村名由来及び旧土人ニ関スル事項
- 三、地理
- 四、位置、地勢、河流、港湾、地質、氣候、廣袤、
- 五、地出區画ノ變遷及戸口増減ノ沿革
- 六、官公署學校病院ノ設置并ニ其沿革
- 七、殖民ノ歴史及開墾、採鑛、捕魚、工商ノ功程并ニ其盛衰
- 八、運輸交通
- 九、港津、運河、商船出入、郵便、渡船
- 十、住民生活ノ状態
- 十一、人情、風俗、習慣、方言
- 十二、町村事業ニ関スル諸般ノ重要施設改革
- 十三、重要物産ノ状況及輸出入
- 十四、公共事業ニ對スル篤志者ノ篤志事實
- 十五、組合事業ノ種類名称沿革
- 十六、個人経営ノ主ナルモノ、閱歴
- 十七、名勝舊蹟附社寺ノ沿革
- 十八、都内概況

(以上)

石狩町沿革史

(一) 開村由来

石狩町ハ開村古クシテ全道中最モ早く開ケ古來鮭漁業盛ナルヲ以テ其名世ニ高ク從テ昔時殷賑ノ地タリ時勢ノ變遷ト共ニ漸次衰頽ニ傾キ現今ニ至リテハ僅カニ殘喘ヲ保持スルニ過キス而シテ其間ノ改革ノ掬ス可キモノ多クアル可キヲ覺雖記録ノ索ス可キモノ尠キヲ以テ維新前ノ由来ハ之ヲ詳ニスルヲ得ス漸ク古老ニ就キ又ハ二三ノ記録ヨリ散見聽聞スル所ヲ相系斗合編纂スルニ止マルモノナルヲ以テ書中或ハ事實ノ前後閱歴ノ齟齬等

ハ多少免カクサルヲ信ス今開村ノ由来ニ就キ彼是相綜合シテ叙述スル左ノ如シ
石狩ノ昔時ヲ深索スルトキハ勢ヒ祖先ノ事實ヲ記載スルヲ以テ適當トス其祖先ハ二百一十年前能登國阿部屋村ニ生レ十八ニシテ松前福山ニ移住セシ村山傳太夫(當代村山コト十二代ノ先祖)ナルモノニシテ後石狩ニ渡リ土人ヲ使役シ漁業ヲ為シ其收穫シタルモノヲ松前ニ送シテ販賣商業セルヲ始トス次テ東西蝦夷地ヲ探見シ東ハ国後、根室、厚岸、釧路、西ハ樺太、宗谷、斜里、留萌、増毛、浜益毛、(現今浜益ト稱ス)厚田、石狩ニ於テ數ヶ所ノ漁場ヲ置キ開拓領主(松前藩)ヨリ漁場各所ノ請負ヲ命セラル
元禄元年六月徳川光国臣崎山某此地ニ來リ土人ト貿易シ逗留四十日ニシテ去ル全七年松前藩家臣山下半左エ門此地ニ來リ漁業豐獲ノ祈念トシテ弁天社設立ヲ勸誘シ恰モ某年村山家大豐漁アリ祝賀ノ為メ紀念トシテ且ツハ永久漁運ヲ祈ル為メ弁天社ヲ(石狩町大字弁天町ニ)新築シ今尚現存セリ
宝永三年幕府石狩場所ヲ設ケ次代村山傳兵衛ヲシテ之ヲ請負ハシムルヤ石狩ヲ根據地トシテ諸方ヲ手配セリ此時松前藩石狩領ヲ設ケ分チテ家臣ノ來邑トス皆運上屋ノ設ケアリ其頃ニハ石狩ハ無人ノ境ニシテ土人ヨリ外ニ使役スルモノナク唯漁期中ニ福山ヨリ小數ノ出稼人ヲ引率シ來リ土人ヲ混シテ漁業ニ從事セシモノ、如シ

文化四年三月函館奉行ニ文政四年十二月幕府東西蝦夷地ヲ拳ゲテ松前藩ニ返シ安政二年再び幕府ノ直支配トナリ松前奉行ニ移ス此間村山ノ請負ハ依然トシテ變ルコトナシ 全四年幕府勤番所ヲ設ケ調役以下諸士來リ在勤シ此地ヲ以テ直搦場所トナシ村山ノ請負ヲ免シ出稼人ト為シ通行人取扱其他用達ヲ命シ運上屋ヲ本陣ト稱シ石狩十三ヶ場所ヲ統轄ス此頃ヨリ明治初年ニ至ル出稼人來往者漸ク多ク山田文左エ門ナルモノ最モ手廣ク漁業ヲ為セリト傳フ

明治初年幕府政權ヲ返上シ全時ニ蝦夷全島ヲ北海道ト改稱スルヤ二年九月更メテ兵部省ノ支配トナシ三年正月開拓使ニ移シ四月開拓使出張所ヲ置カレタリ
先是佐渡奥州等ヨリ移住スルモノ非常ニ多ク今ノ本町ハ早ク既ニ市街ノ躰裁ヲナシ開拓使廳ノ貨物運搬官吏ノ往復等皆道ヲ此所ニ取リタルヲ以テ戸口ハ日ニ月ニ増加シ漸ク石狩町ノ資格ヲ形成スルニ至レリ

明治四年五月花畔村生振村ヲ開村ス全年石狩諸漁場ハ石狩共有トナリ六年七月一般人民ニ漁場拂下アリ各民有ニ屬ス七年一月開拓使厚田出張所ヲ石狩出張所ニ併セ十一月浜益出張所ヲ石狩出張所ノ派出所トナシ八年一月出張所ヲ廢シテ本廳民事局派出所ヲ置カル
九年五月火災アリ全市街鳥有ニ歸ス九年二月新タニ市街ヲ区劃シテ十町二分チ道幅八間トス今ノ道路ハ即チ之ニ則ルモノナリ

九年四月民事局ヲ廢シテ石狩分署ト稱シ全局派出心得ヲ以テ事務處理ス
十年九月米人ユロストリト外一名ヲ雇ヒ鮭鑛詰製ノ教授ヲ受ク
十一年一月分署ヲ廢シテ札幌本廳ノ直轄トナス 全年七月幌内煤炭ノ運搬ハ直チニ採掘地ヨリ石狩川ヲ下ス事ニ決シ河口改鑿ノ議起リ測量ニ着手ス
十二年五月開拓使廳御雇水利工師和蘭人ヨハンソワコタルドラヤンソグント來リテ石狩

ニ逗留シ主トシテ河口其他ノ測量ニ従事ス 全年七月石狩郡役所ヲ親舟町ニ置キ(石狩、厚田、浜益、上川、雨竜、空知、樺戸、夕張ノ八郡ヲ管轄ス) 今時ニ石狩河口改良係ヲ置キテ着測量設計等ヲ進捗セシガ工事主任ヨハンゲント病ニ罹リ今年十二月死亡シ起業方法モ亦中止スルニ至レリ

十五年二月開拓使ヲ廢シテ札幌縣ヲ置カル、ヤ樽川村ヲ新開ス

十七年七月石狩外七郡役所ヲ改メテ石狩、厚田、浜益ノ三郡役所トナス

全十八年虎列拉病流行シ患者六百二十人内死亡者八十二人ヲ出セリ 全年八月八幡町宇高岡部落ノ開村アリ

十九年二月札幌縣ヲ廢シ北海道廳ヲ置カルヤ一月郡役所ヲ親船町(現在ノ町役場廳舎)ニ移轉ス(廳舎〇〇舟場町字ヤウスバ上テ一ネ河岸ニ建設アリ) 旧開拓使時代石狩河口改良事務所トシテ外人ノ住宅ナリシヲ三郡共同ニテ官ヨリ拂下タルモノナリ

二十二年郡役所ヲ廢シテ札幌郡役所ニ合シ更ニ戸長役場ヲ置ク 三十五年市街大火アリ

大部分島有ニ歸ス二十六、七年ニ亘リ各村落殖民區画割ヲ為シ貸付地ヲ許可ス此年ヨリ移民額ニ増加シ農業大ニ進ム

三十一年生振村、花畔村大水害アリ 三十五年四月一日二級町村制ヲ實施セラレ親舟町

外九町及生振村ヲ合シテ石狩町トシ花畔村、樽川村ヲ合シテ花川村トシ漸ク自治ノ基ヲ開キ 四十年四月一日更ニ此兩町村ヲ合併シテ石狩町トシ全時ニ一級町村制ヲ實施セラ

レ獨立自治団体ヲ組織スルニ至レリ

案スルニ石狩町ノ夙ニ拓ク廣ク世ニ知ラレシハ其原因一ハ鮭ノ漁場タリシコト、二ハ石狩河口ガ船舶ノ碇繋場タリシ等ニ由レルモノニシテ既往ニ於ケル程度ニテハ潺湲タル自然ノ宏河渺々タル天啓ノ沃野カ其拓殖交通ノ上ニ如何ナル關係ヲ有スルカハ未曾テ

發見セラレサリシナリ

(二) 町村各由來及旧土人ニ関スル事項

石狩町市街及八幡町宇高岡

明治五年町役人岩田甚兵エナルモノ市街ヲ分カチ十ヶ町トシ左ノ名称ヲ附ス

親船町、本町、横町、弁天町、仲町、浜町、新町、若生町、船場町、八幡町

右名称ハアイヌ語ニ因テ土地ノ状況ヲ鑑ミ附名シタルモノニシテ當時草木蒼蒼シテ狐狸

鹿狼ノ巢窟タリ故ニ其區劃判明セザリシモ六年石狩漁場拂下トナリ民有ニ屬シテ以來漁

業者競争其業ヲ當ミ從テ商店モ殖ヘ戸口増加モ來リタリ九年道幅ヲ改測シテ八間トナシ

忽チニシテ純然タル市街地ヲ形成セリ

當時開拓出張所ハ若生町ニ置カレ十五年廢使置縣トナルヤ戸長役場ヲ親船町ニ移ス

(今ノ町役場附屬舎宅) 明治十七年石狩外二郡役所ヲ設置シタル時ハ漁業ノ進歩ト共ニ

市中繁盛ヲ極メタリシモ明治二十二年郡役所ヲ廢セルト共ニ漁業モ遂年不振シ趨勢ヲ示

シタリ農業ハ當時ノ石狩ハ四周ニ里餘ニ亘レル深林ニ入ルニ非ラサレ沙漠地ノ跡ハサル

地勢ヲシテ僅カニ明治十八年山口縣ノ保護移民ヲ八幡町宇高岡ニ移セシ柴笹繁茂シ土地

平坦ナラサルヲ以テ三ヶ年間開墾ノ為メ非常ニ困難ヲ嘗メタルモ幸ニシ土地稍ヤ肥沃ナ

リシヲ以テ追々自活ノ途ヲ立ツルニ至リ此ノ保護移民ヲ初メトシ遂年開拓ノ域ニ進ミ現

今ニ至リテ八百六十余戸ヲ有スル部落ニ至レリ

花畔村

明治四年五月村名ヲ附ス此年岩手、宮城地方ノ保護移民三十九戸ヲ移シ毎戸ニ土地二

町歩ヲ附與シ一反歩二町ノ開墾料ヲ補助シ家屋(間口三間 奥行六間半)ヲ與ヘ三ヶ年

米(男六合 女三合)ヲ給シ農具種子一切ヲ貸付シ以テ農業ヲ奨励シタリ然レトモ土地

沙漠ニシテ收穫少ナク多クハ本道ノ農耕ニ不經驗ナルニ拘ラエ離散ノ念ナリ寒苦ヲ忍ヒ

以テ開墾從事セリ其後二十年頃マデ移民ノ増加シタルモ少ナシ降テ二十六、七年ニ至リ

移民増殖ノ旨主ニヨリ殖民區画割ヲ實施セラレ次テ(一戸一万五千坪)土地ノ無償貸付

ヲ許可セルヨリ移民額ニ増加シ二十八年石川縣ヨリ三十二戸ノ團體移民ヲ初メトシ遂年

農家戸口増加シ三十五年四月二級町村制ヲ實施セラレ石狩町花川村組合制度ヲ更メテ四

十年四月石狩町トナシ花畔、樽川、生振ノ三村ヲ大字トシ一級町村制ヲ布カル、ニ至レ

リ現今三百二十戸ノ農家ヲ有スルニ至レリ

生振村

明治四年五月宮城縣高木、松島、磯崎、米沢地方ヨリ三十一戸移住セルヲ初メトシ今

ノ旧村ト称スルモノ之ナリ石狩河沿岸ニ住居シ家屋及米噌等ハ官ヨリ給与セラレ開拓使

保護亦タ厚ク皆農業ニ従事セリ經營寒苦ヲ忍ビタルコト花畔村ト同様ナリキ爾後十五年

迄ニ茨ヨリビトエニ至ル沿岸ニ僅カニ二十戸ノ増加ヲ見タルノミ十八年山口縣ヨリ移民

アリ内六戸ヲ殘シテ更ニ高岡ニ移ル今ノ通稱六戸ト唱フル處是ナリ其後暫ク農民移住ス

ルモノ多ク降テ二十七年殖民區画一戸一萬五千坪トナシ九月ヨリ翌二十八年四月迄ノ間

ニ於テ全村ノ大部分ノ土地ハ概ネ貸付ヲ受ケ先ツ愛知縣團體四十戸ヲ第一ニ遂年移住者

陸續トシテ來リ深林廣野忽チニシテ良耕地ト化シ一部瘠地ヲ除ク外寸積余地ナキニ至リ

戸數四百ニ止リタルモ三十一年全道未曾有ノ大水害ニ遭遇シ其後他ニ轉シ戸口稍ヤ減少

セリ三十五年四月石狩町ト合シ二級町村制ヲ施行セラレ次テ四十年四月一級町村制ヲ實

施セラレ現今石狩町ノ大字トシテ三百六十戸ヲ有セリ

樽川村

管内村落ニ於テ最モ早く開ケタルハ樽川村ニシテ往昔(ヲタルナイト称ス)文化年間

石狩村山家ニ於テ一ノ漁場ヲ開拓セシヨリ海浜二三ヶ所ノ漁場ヲ開発セラレシモ陸地ハ

一ノ開拓ヲ見サリシ明治十五年本村名ヲ附シ十八年山口縣移民九戸移住シ貧窮者ニハ小

屋掛及種子料トシテ金貳拾圓ヲ貸与シ専ラ農業ヲ奨励セラレタルモ地味卑温瘦土ニシテ

農業ノミヲ以テ生計ヲ立ツルニ足ラス故ニ傍ラ副業トシテ夏季ハ「シケ」刈重ニ鯨魚ニ

於テ早繰スルニ用ユル藁ノ代用青草冬ハ薪材ヲ伐リテ小樽ニ搬出シ漸ク生計ヲ立ツルニ

過キス

一戸僅カニ五千坪ノ割渡モ數年ヲ経ルニアラサレハ成墾スル能ハサルノ状態ナリキ降テ

二十六年殖民區画割ヲ為シ一般人民ニ貸下ヲナシタル以來農民大ニ増殖シ三十五年四

月花畔村ト合シ花川村トシテ二級町村制ヲ施行セラレ四十年四月一日一級町村制實施ノ

後

後

後

後

後

後

後

後

後

後

結果石狩町ノ大字部落トシテ百六十戸ヲ有スルニ至レリ
旧土人來歴

明治十七年對雁村樺太移民旧土人部落ノ一部ヲ分チテ現在ノ大字八幡町來札ニ移住セ
ルヲ以テ当地土人部落ノ主ナルモノトス此地古來ヨリ秋季ニ至レハ鮭漁夫トシテ上川近
文ノコタン(土人常住地)ヨリ入稼スルモノ多ク一説ニ元祿年間水戸藩家臣快風船ニ乗
シ石狩ニ來ル土人爭ヒ集マリテ之ヲ觀ル男女一万余人互ニ貿易シ留マル事四十日ニシ
テ去ルト以テ往昔石狩漁場ハ村山家ノ使役セラル、所ナリ數多土人ノ入稼セルモノアル
ヲ知ルニ足ル而シテ土著ノ土人ハ維新前歴ハ生振村字ヤウスバニ十二戸シビシビウスニ
四戸アリテ年中倭人ト混シ漁獵ノ稼動ニ從事セリトク今八幡町字來札ノ旧土人ノ來歴
ヲ索マルニ日本領タル樺太ヲ露國ト交換セラルヤ明治八年同屬約八百人樺太ヨリ宗谷ニ
渡來シ鮭漁ニ從事翌九年小樽ニ至リ全地ニ一ヶ月逗留此間一切ノ経費ハ開拓使ニ於テ給
与支弁セリ今年七月札幌郡對雁村ニ全部移住セシメ全地ニ於テ草小屋ヲ建テ約二百戸
リ一部落ヲ為シテ漁業ニ從事シ全時ニ石狩ニ三ヶ所ノ鮭鱒漁場厚田ニ三ヶ所ノ鯨漁場ヲ
付與セラル春季ハ厚田秋季ハ石狩ニ壯者ハ出稼キ漁業ヲ營ミ居リ且ツ對雁ニハ紙緘所ヲ
設ケラレ婦女子ヲシテ組織ニ從ハシム斯クスルコト八年延テ明治十五年迄ハ開拓使ノ保
護指導ノ下ニ經營シ來リシモ十六年ヨリハ其□(き) 絆ヲ脱シ獨立自營ノ民トラント欲
シ茲ニ共救組合ナルモノヲ組織シ當時開拓使ノ官吏タル上野正ヲ舉ケテ組合總理ト為セ
リ十七年對雁部落ノ大半(百二十戸) 現今ノ八幡町字來札ニ移住シ專ラ鮭鱒ノ漁業ニ
從事シ自活ノ稍ヤ樹立セントスルニ際シ惡疫流行シ十八年ヨリ二十年ニ至ル間列拉及
赤痢等漫(蔓)シ此等ノ疫病患者多數顯出シ豫防救治ノ法至ラサルニアラサルモ卑意醫
術ノ進歩今日ノ比ニアラサルニ起因セシレバ措ラクハ罹病死者約四百人ヲ算スルニ至リ
リ實ニ悲惨同情ニ堪ヘタリ夫ヨリ逐年漁業ノ不振ト共ニ漸ク生計ノ困難ヲ感スルニ至リ
追々他地方ニ向ツテ流離シ或ハ古郷樺太ニ逃歸スルモノアリ從テ戸口減少明治三十六年
ニ至リ漁業ノ収支償ハス連年不漁ノ結果負債ヲ高ミ到底維持スル能ハサルニ至リシヲ以
テ石狩漁場一ヶ所及厚田ノ漁場ヲ賣却シ僅カニ負債ヲ完済スルニ至リ全時ニ組合ヲ解散
シ三十二年ニ至リ本道旧土人保護法ノ發布セラレタル結果旧土人財産ハ道廳長官ノ管理
スル所トナ

り當時石狩ハ二ヶ所ノ漁場ヲ餘スノミニシテ此場所モ輒近ニ至リ連年ノ漁獲不況ヲ呈シ
從來業ヲ以テ主ニ生計ヲ營ミ來リシモ一朝斯ノ如キ境遇ニ際シ到底自活ノ途立タス為
メニ益々戸口減少三十七年ニ至リ對雁村ニ二戸來札ニ三十五戸(人口百五十人)ヲ止ム
ルニ過キス全年十月來札ニ旧土人學校ヲ設ケ土人兒童ヲ教授ス當時住民生計ノ状態益々
困難ニ陥リ少壯者ハ漁夫トナリ妻女ハ日雇ヲナシ僅カニ糊口ヲ凌ぎ來リシカ計ラサリ三
十七八年戰後ノ結果樺太島我版圖ニ歸スルヤ漁業ノ多望(忙)ナル而モ古郷タル彼地ニ
渡島スルモノ陸統三十九年十月迄ニハ來札ノ者ハ部落ノ全部ヲ舉ケテ樺太ニ移住シ終レ
リ今共救組合規約ノ主ナルモノヲ摘記スレハ左ノ如シ

漁業ノ利益アルトキハ十分ノ二ヲ役員賞與トシ其殘額ニテ鰥寡孤獨ノ救護及就學費、
救助費、事務所費ニ支拂殘額アルトキハ更ニ二分シ一ヲ非常共有準備金トシテヲ組合一

般ニ配布スルモノトス

明治二十一年組合員數左ノ如シ

總理一人 幹事支配人、伍長、船頭各一人
下船頭十數人 計二十三人 内 土人十六人
倭人 七人

(三) 地理

位置 石狩國石狩郡ノ西端ニ位シ北ハ厚田郡聚富村ニ墾シ東ハ當別村南ハ札幌郡篠路村
及琴似村大字篠路兵村ニ接シ西南ハ錢函村及手稲村ニ隣シ西ハ一帯日本海ニ面シテ右ニ
厚田浜益ノ遠山ヲ眺メ左ニ錢函小樽ノ諸山ヲ望ミ遙カニ積丹ト相對ス

地勢 東西ニ短ク南北ニ長ク字高岡部落ノ一部ヲ除キ地勢一帯平野ニシテ石狩川ハ町ノ
中ヲ還流シテ海ニ注ク川ノ西方ニ石狩市街及花畔樽川ノ殖民地ヲ擁シ東方ニハ市街ノ一
部及生振村高岡ノ殖民地ヲ以テ當別村ニ連ル

河流 石狩川其源ヲ遠ク石狩嶽ニ發シ蜿蜒屈曲茲ニ至リテ日本海ニ注ク延長百六十七里
河幅二百間乃至四百間水深四乃至五十尺海潮數里ニ溯リ水流湲々トシテ小船ノ來往ニ
便ナルモ河口淺ク干潮七尺滿潮十尺ニ過キス六十頓以上ノ船舶出入スルヲ得ス

聚富川 厚田郡ト石狩郡トノ郡界ニシテ川幅十間延長五里日本海ニ注ク
美登位川 生振村當別村々界ニシテ延長一里川幅五間生振村字ビトエニ至リ石狩川ニ
注ク

茨戸川 (一名天然川) 上流發寒川ト稱ス花畔村樽川村ト篠路村琴似村トノ村界ヲ
流レ川幅八間花畔
村字茨戸太ニ至リ石狩川ニ注ク

小樽川 樽川村ト錢函村トノ界ヲ流レ川巾十五間下流濁川トナリテ日本海ニ注ク
港灣 石狩灣樽川村ヨリ弁天町八幡町シツブニ至ル沿岸ヲ總稱シ水面遠淺ニシテ潮流加
減渺ク平均一尺乃至四五寸ヲ出テス然レトモ西風暴ルニ遭ヘハ激浪怒濤ノ猛烈ナル頗ル
壯凌ヲ極ムルヲ觀ル

地質 海岸ヨリ約一里ニ亘ル陸地ハ一帯砂地ニシテ其與地ニ入レハ所々ニ泥炭アリ地味
概シテ肥沃ナラス海面ハ陸地全樣砂浜ナルモ岸ヨリ約十町ヲ□ツレハ泥盤ナリトス

氣候 乾燥ニシテ温度ハ盛夏八十五度以上ニ昇ルコトアリ極寒零下五度ヲ示スコトアリ
梅雨ノ候ト雖モ陰霖ノ日少ク濃霧ノ襲フコト稀ナリ只特殊トスルハ年中ノ三分ノ二ハ概
ネ強風ノ一事ニシテ毎歲十一月ヨリ翌年三月迄ハ西北風強ク四月ヨリ六月迄ハ南風七月
ヨリ十月頃迄ハ東風稍ヤ強ク西風ハ稀ナリ廣袤 面積三千九百六十一万五千九百四坪ニ
シテ内三千万坪ハ民有地三百七十八万坪ハ河流域餘ハ未開地海濱地等トス

(四) 地方區画ノ變遷及戸口増減ノ沿革

維新前ノ經歷詳カナラス所謂無為ニシテ化セルモノナラシ明治四年若生町ニ開拓使出
張所ヲ置キ八年之ヲ廢シ本廳民事局ノ直轄トナリ明治九年九月全道大小區画ヲ定ムルヤ

石狩郡ヲ第二大區トシ更ニ親舟町、本町、弁天町、横町、新町、仲町、浜町、舟場町、花畔村ヲ第一小區トシ若生町、八幡町、生振町ヲ第二小區トシ區長ヲ置キ區務所ト称ス全時ニ區長ノ下ニ戸長副戸長等ヲ置キ町村ノ行政事務ニ當リシム 鈴木徳右エ門ナルモノ初代ノ戸長タリ十五年樽川村ヲ設置シ茲ニ至リ親船町外九町三村戸長役場制度トナリ十町三村ヲ管轄ス各町村ニ總代人組長ヲ設ケテ一七七年石狩外ニ郡役所ヲ親舟町(現在ノ町役場)ニ轉セラル、ヤ戸長役場ハ一時廢セラレテ石狩郡各町村ノ行政ヲ郡役所直轄トナス當時郡長心得郡書記齊藤浩氏其任ニ當リ且ツ札幌警察署石狩分署警部ヲ兼又當時廳舎ノ二階ヲ郡役所下方ニテ警察署事務ヲ執ル二十二年石狩郡役所ヲ廢シテ札幌郡役所ニ合併スルヤ再ヒ親舟町外九町三村戸長役場ヲ置キ戸長ハ引統齊藤浩氏ニシテ且ツ警部ヲ兼ネ石狩分署長タリ二十八年戸長死亡シ加藤一魯氏繼イテ戸長タリ當時石狩市街ニ七人高岡、生振、花畔、樽川ニ各二名ノ總代人ヲ設ケ行政ニ参与ス下ニ組長各町村二十数名ツクアリ町村事務ヲ補助シ三十五年四月一日ニ級町村制實施セラル、ヤ石狩市街及生振村ヲ合シテ石狩町トシ花畔村樽川村ヲ合シテ花川村トシ各町村共同事務處弁スル為メ石狩町花川村組合役場ヲ設ケ加藤一魯引統キ組合長ニ任命セラレ石狩町二十二人花川村二十八人ノ町會議員ノ選出アリ代議機關トナル部落ニハ数名ノ部長アリテ組合長ノ命ヲ受ケ町村事務ヲ補助シ三十六年二月下田実代ツテ組合長タリ三十九年五月山崎龜藏全十一月中川寅三ノ諸氏更代ス更迭頻々タリ四十年四月一日石狩町花川村ヲ合シテ石狩町トシ一級町村制ヲ施行セラル、ヤ北海道廳屬村松尾事務取扱者タリ全年六月一日十六名ノ町會議員選出サレ全月二十六日現琴似村長タル鈴木寅吉町長當選認可就職ス

戸口ノ増減沿革ニ就キ探究スルニ維新前ハ詳カニスルヲ得ス只石狩河岸二十數戸ノ土人棲息シ又村山家漁場請負時代ニ於テ數十戸ノ土着倭人アリシト傳フ安政ノ已年ヨリ明治四年迄追々移住民増加シ來ルモ皆漁業ニ従事スルモノ又ハ二三ノ商人ノミニシテ農業ヲ以テ生活ヲ立ツルモノ絶無ナリシカ如今維新後ノ各町村戸口ノ増減ヲ舉ケレバ

明治五年 石狩市街 二二三戸 人口六三七人 (男三三二人 女三〇五人)
 生振村 二九戸 全 一二八人 (男 六八人 女 六〇人)
 花畔村 三五戸 全 一二六人 (男 七〇人 女 五六人)

明治十五年開拓使ノ終リニハ
 石狩市街 二三五戸 (男四四五人、女三八三人)
 生振村 五〇戸 (男 八八人 女 七二人)
 花畔村 四八戸 (男 八五人 女 七〇人)

計 三三三三戸

(男六一八人 女五三〇人)

ニシテ開拓使時代ニ於ケル市街ニシテ大部ハ漁業ヲ以テ生計ヲ營ミ餘ハ商工業トス花畔生振ハ農村タリ降テ明治二十六年七月各村部殖民區画割ヲナシ土地無償貸付ノ許可セラレテヨリ農業を目的トスルモノ頓ニ増加シ二十八年末ニ於テハ

市街 六四四戸 男一、一九三人 女一、一五八人
 生振 三八五戸 男 七〇二人 女 六四七人
 花畔 三五二戸 男 五二〇人 女 四七七人
 樽川 八四戸 男 一六二人 女 一四八人
 計 一、四六五戸 男 二、五七七人 女 二、四三〇人

又三十一年ヨリ四十一年ニ至ル各町村合併現在戸口増減ノ狀況ヲ示セハ

| 年次 | 戸数 | 人 | | 計 |
|------|-------|-------|-------|-------|
| | | 男 | 女 | |
| 三十一年 | 一、四五〇 | 三、一二七 | 二、九六三 | 六、〇九〇 |
| 三十二年 | 一、四一五 | 三、〇二七 | 二、九三五 | 五、九六二 |
| 三十三年 | 一、四三二 | 三、〇七八 | 二、九八〇 | 六、〇五八 |
| 三十四年 | 一、四五〇 | 三、一五〇 | 三、〇七七 | 六、二二七 |
| 三十五年 | 一、六二六 | 三、五二六 | 三、四六六 | 六、九九二 |
| 三十六年 | 一、五九八 | 三、四五二 | 三、四二八 | 六、八八〇 |
| 三十七年 | 一、六〇五 | 三、五一三 | 三、三八七 | 六、九〇〇 |
| 三十八年 | 一、五七〇 | 三、四五〇 | 三、三四五 | 六、七九五 |
| 三十九年 | 一、五三二 | 三、四二九 | 三、三一 | 六、七四〇 |
| 四十年 | 一、五八七 | 四、二二二 | 四、一三三 | 八、三四五 |
| 四十一年 | 一、五七八 | 四、二二〇 | 四、一九四 | 八、四一四 |

備考 三十四年迄ハ著シキ増減ナリ三十五年ニ至リテ頓ニ百七十六戸ヲ増シタルハ石油ノ発掘及農家ノ開拓ニ伴ヒ移住民ヲ増シタルニ由ル

(五) 官公署、學校、病院ノ設置并ニ其沿革

石狩分署 親舟町南二十二番地ニ在リ明治十六年ノ建設ニシテ現今駐在所ニアリ (三十三) 三年花畔市街地ニ一ヶ所三十四年若生町ニ三十八年生振村ニ設置ス) 十町三村ヲ管轄ス 石狩郵便局 明治八年一月一日親舟町北一番地ニ開設ス二十一年七月ヨリ為替貯金ヲ取扱ヒ全年十二月ヨリ電信架設三十二年七月親舟町北二十番地ニ移轉シ三十九年十月ヨリ電話所ヲ開始セリ現今切手賣下所ヲ本町、若生町(二ヶ所)、生振村字高岡、聚富、望來七ヶ所ニ設ク其配達区域ハ市街、生振村ノ北線全部、八幡町高岡、厚田郡聚富村望來トス

花川郵便局 花畔市街地ニアリ三十七年三月開設切手賣下所ハ花畔村一、樽川村二、生振村一ノ四ヶ所ニシテ配達區域ハ花畔村生振村ノ南線トス

札幌石狩區域裁判所石狩出張所 明治三十二年六月親舟町北二十三番地ニ設置シ専ラ登記事務ヲ掌ル以前ハ親舟町登記所ト称ス戸長役場内ニ併置シアリ全年ニ至リ分離セリ 石狩燈台 明治二十四年十二月建設ニシテ石狩河口ニアリ四等燈台ナリシヲ四十年ヨリ三等ニ進メラレ目下鉄道ニ改築セラレタリ

石狩町役場 親舟町南二十二番地ニ位シ明治十九年建設ニシテ郡役所ノ跡ヲ無償付與セラレタルモノニシテ比較上規模小ナルニアラサルモ二十余年ノ久シキニ亘レルヲ以テ現今ニ至リテハ土台悉皆腐朽セルヲ以テ一年內ニ大改築ヲ要スルモノニシテ目下夫々計画中ナリ

以上官公署ニシテ以下學校及病院ノ設置沿革ノ大畧ヲ掲ク

石狩尋常高等小學校 横町北二十三番地ニアリ柳々石狩町ニ於ケル教育実施ノ創始ハ明治四、五年ノ頃ニシテ所謂寺子屋的ノ教授ヲナシタリ當時皆篤志者ノ私立ニ係リ課程ハ習字讀書ニ過キス之レカ師範ノ任ニ當リタルハ真宗能量寺ノ住職曾我某醫師高橋某其他一二アリ算術ハ夜間篤志者ノ門ニ入り指南ヲ受ケルニ過キサリ其後明治六年ニ至リ公立石狩教育所ヲ開始セラルト同時ニ前記ノ學生ハ悉ク皆茲ニ收容セラルル來生徒ノ増加ト共ニ小學校制度ノ秩序更リタルトニヨリ明治八年二月石狩學校ト称シ當時民家ヲ借入レ校舍ニ充テ全十一年三月宅地建家ヲ買入レ校ノ附屬トス全十九年若生町ニ民家ヲ充用シテ若生分校ヲ設ケ二十五年一月尋常科高等科ヲ併置ス此月三十一坪半ノ運動場ヲ増築全年五月七日御真影を奉載ス爾來高等科修業年限ノ變更アリ三十年十月新タニ二教室ヲ増築シ全年十一月石狩水産補習學校ヲ併置ス三十一年十一月ヨリ生徒ノ貯金ヲ実行ス三十二年一月樽川村簡易教育所ヲ設置ニ付キ本校ヨリ教員ヲ出張教授セシム全年十一月八幡町字高岡二分教場ヲ新築教授ス三十三年四月高等科修業年限ヲ四ヶ年ニ全年七月更ニ二ヶ年ニ變更三十六年九月工費三千八百円(内五百五十円國庫補助三千二百五十円寄付)ヲ以テ改築八教室總建坪三百三十坪トナリ十二月五日落成式ヲ挙ク三十八年名譽旗ヲ下付セラル五月石狩商業補習學校ヲ併置ス四十年十月一日現在々學兒童尋常科男一二三人女一〇三人高等科男九三人女三八人アリ

分枝タリ全二十二年新築ス三十六年四月ヨリ獨立ス三十七年一月運動場建築セリ三十八年四月名譽旗ノ下付アリ在學兒童男四六八人女二一人 高岡尋常小學校 八幡字高岡番外地ニアリ三十二年十一月新築石狩小學校ノ分教場タリ現今獨立ニシテ在學兒童男四八八人女五二一人 生振尋常高等小學校 生振村七線北六号ニ在リ明治三十九年十二月全村五線ニ新築ス三十三年美登位三十四年美登三十六年參泉ノ分枝ヲ設ク三十六年八月七線ニ移轉シ新築ス(四十一年十一月高等科ヲ併置) 在學兒童男六八八人女三九人 美登位尋常小學校 生振村十一線北九号ニ在リ明治三十三年六月新築當時生振小學校ノ分枝タリ三十五年四月ヨリ獨立校タリ在學兒童男三二二人女一九人 參泉尋常小學校 生振八線北四十七番地ニ在リ明治三十五年創立生振尋常小學校分教場タリシカ三十七年四月ヨリ獨立校トナル在學兒童男三一人女三〇人 參泉尋常小學校 生振村三線南六番地ニ在リ明治三十六年二月新築生振尋常小學校ノ分教場タリシカ三十七年四月ヨリ獨立ス全三十八年増築在學兒童男四六八人女三二人 花川尋常高等小學校 花畔村北十一線二番地ニ在リ明治六年四月創立始メハ教育所ト称ス爾後花畔尋常小學校ト称ス全十五年校舍新築二十九年増築志美分教新設全年四月増築三十四年二月御聖影奉載三十七年六月高等科併置ノ許可ヲ得全年八月本校名稱改稱三十八年四月名譽旗下付セラル三十九年十二月教室増築全四十一年運動場増築在學兒童尋常科男七三人女六二人高等科男五一人女六九人 志美尋常小學校 花畔村三線番外地ニアリ明治三十三年四月創立花畔尋常小學校ノ分枝タリ三十五年四月獨立全年十二月増築在學兒童男四〇人女二五人 樽川尋常小學校 樽川村六線六号ニ在リ三十二年一月始メ全村三線ニ於テ民家ヲ借受開校教育所ナリシガ石狩小學校ヨリ教員出張教授セリ全三十三年十一月全線二十五号ニ新築落成樽川尋常小學校ト改稱ス三十七年二月失火シ校舍及教具全部燒失校長森田厚道燒死ス依テ三月ヨリ八月迄民屋二ヶ所ヲ借受ケ仮教場トナシ教授ス全年八月本校舎ヲ新築位置ヲ變更セリ在學兒童男三四八人女三七人 南線尋常小學校 樽川村東七線三号ニ在リ當初三十五年十月西六線二番地ニ小校舍ヲ新築シ簡易教育所ノ認可ヲ得テ授業ヲ開始ス三十八年十一月東七線現在ノ位置ニ移轉改築全時ニ本校名ニ改稱ス在學兒童男三五人女二七人 本沿革史編成後明治四十一年度ヨリ兒童義務教育年限ノ延長ノ結果左記ノ如ク各學校ノ制度ヲ變更セリ且ツ現兒童在學數モ又一、二割増加ヲ見ルニ至レリ

- 石狩尋常高等小學校分教場ハ 若生分教場、參泉分教場 生振尋常高等小學校分教場ハ 美登位分教場、參泉分教場 花川尋常高等小學校分教場ハ 志美分教場、樽川分教場、南線分教場

高岡尋常小学校ハ獨立後前ノ通り

町立石狩病院 明治二年九月創始計画アリ明治三年三月開拓使ノ命ヲ奉シ四等医小黒某
函館ヨリ赴任若生町官舎ニ於テ医術開業明治五年弁天町旧本陣官邸ニ移リ全邸ヲ醫院ニ
充用始メテ石狩病院ト命名ス六年五月小黒氏辭任宮崎氏交代院長トナル七年一月石狩出
張病院ト改稱ス八年二月出張病院ノ名稱ヲ官立札幌病院ト直轄トナシ石狩病院派出所ト
稱ス九年五月石狩大火アリ建物及器具等全部烏有二婦セシヲ以テ當時横町通り金龍寺
(日蓮宗) 山室ヲ借り受ケ院舎ニ充用院務ヲ執ル十三年八月弁天町ニ洋式院舎ヲ新築セ
ル官宮トス十五年二月開拓使ヲ廢シ札幌置カレ、ヤ開拓使廳ヨリ院舎器具器械等全
部ヲ金二百五十円ニテ石狩町ニ下下ヲ受ケ町立組織トナシタリ全時二百二十円ノ補助
金ヲ下付セラル右補助金ニテ更ニ器具藥品等ヲ増備シ弘ク院務ノ擴張ヲ図リシヲ為メ逐年
盛大トナル時ニ宮崎氏院長ヲ辭シ馬場氏次テ其職ヲ襲フ二十五年五月大火アリ入院室ヲ
除キ全部焼失セルニヨリ七月親舟町ナル學校附屬建物ヲ一時充用仮病舎トナシ繼續院務
ヲ執ル馬場氏辭シ松本、中山、森、宇谷、山本、佐々木、桐野、加藤、中平、桐野、諸
氏相代リ院長タリ三十六年十一月生振村ニ病院出張所ヲ設置シ三十八年弁天町旧敷地檢
微所建物(焼失残りノ入院舎ト交換セル分)ヲ改築シ八月移轉シ以テ今日至ル
因ニ本書編纂後町立病院ヲ廢シテ町医制度ニ改正ノ事ニ決シ明治四十二年度ヨリ実施
セラル

(六) 殖民ノ歴史及開墾、採礦、捕魚、工商ノ功程并ニ其盛衰

殖民ノ歴史及開墾 維新前ノ事蹟詳ナラス按スルニ昔時村山家石狩ニ來リ土人ヲ使役シ
テ漁業ニ従事シ東西蝦夷地ノ漁場請負ヲナセシハ抑モ石狩開拓殖民ノ祖先ニシテ村山家
ニ於テ漁業ノ傍ラ公共事業ニ力ヲ尽タルモノナレバ石狩ノ盛衰ハ全家ト消長ヲ共ニセリ
當初土着ノ民トシテハ土人ノ外出ハシモ村山家率先シテ扶導勸誘ノ任ニ當リ開拓殖民ノ
力ヲ致セル結果安政年間ヨリ維新前後ニ至ル陸續商工業者又入稼ニ來

- 全三十四年 五千十三町歩
- 全三十五年 五千五十町歩
- 全三十九年 五千六百町歩
- 全四十二年 五千二百三十三町五反歩

以上ノ如ク農業家殖民状況ハ三十五年ヨリ盛況ヲ呈シ來リ墾成地ノ逐年劇増ニ伴ヒ如何ニ
殖民ノ実効ヲ〇セルカヲ証スルニ足ル
採礦 本業トシテ記ス可キモノ石油採掘ノ一アルノミ石油坑發掘ハ明治三十六年在横濱
イントル、ナシヨナル、ワイルコンパニーノ手ニ創立當初多額ノ資金ヲ投シテハ幡町字
高岡五ノ澤ヨリ厚田郡望來村ニ亘ル廣大ノ区域ニ安社ナル設備ヲナシ試掘ニ着手抗數六
當時一昼夜ニ〇石ヲ湧出シ品質可良ナリシモ始業後三ヶ月間ニシテ漸次湧出量減退シ現
今ニ至リテハ僅カニ二ヶ所ノ坑數掘鑿ニ止メ一日半約十石ヲ湧出スルニ過キズ從テ収支

償ハサルノ状況ナルヲ以テ當初ノ設備ヲ縮少シ營造物件ノ一部ヲ取解キ之ヲ勇払郡鶴川
村方面ニ移シ現今ニアリテ僅カニ高岡ニ於ケル採掘事業ノ現状ヲ維持スルニ過キズ

捕魚 古來鮭漁業ヲ以テ特殊ノ業トシ其豊凶ハ適ニ市街ノ榮枯盛衰ニ影響ヲ及ホ〇〇狀
態ナルニ以テ捕魚方法モ逸早ク発見實行セラレタルモノ多シ古史ニ記スル所ニ依レバ石
狩場所例年秋分ヨリ石狩川筋海浜共各場ニ派出所ヲ設ケ在任諸士及部員ヲ派遣シテ漁
政ヲ督ス江差、松前、函館、其他ノ地方漁業家陸續來リテ漁場割付ヲ受ケ營業ス又琴似、
免寒、豊平、其他ノ各川ニ鮭魚種川ノ設ケアリ投網ヲ禁ス云々又村山家漁場請負ノ時全
家ヨリ漁業ノ方法ニ熟練ノモノニ命シ製網漁獲法ヲ土人ニ教授シ傳習セシメ追ニ改良法
ニ基キ漁獲ニ従事セルモノ多キヲ加ヒ從イテ産額ヲ増スニ至レリト寛政八年村山家初代
傳大夫建網ザル網ハ即チ是レニシテ多少ノ改良ヲ加ヒタルモ大体ニ於テ異ナル所ナシ又
文政四年ノ頃錢函北東石狩川ニ至ル間ノ海浜ニハ貝類ノ産額ナキヲ深ク憂ヘホツキ貝ヲ
散布移殖シ後年漁獲之基ヲ為セリ然ルニ現今其恩ニ浴シ産物トシテ見ル足ラズト雖トモ
地方需用ニ應スルニ足ルノ漁獲ヲ得ルニ至ル捕魚種類中主ナルモノヲ鮭トシ鮭之二次ク
維新以前ノ漁獲高ヲ知ルニ由ナキモ漁業者少ク漁具ノ不完全ナルニ拘ラズ魚族ノ多キ割
合ニ取獲多カラス明治初年以來平年ノ收穫高ハ二万石内外ナリトス鮭漁期ハ毎歲九月一
日ヨリ十二月末日マデ其他ノ雜漁業ハ此外ノ期間ニ於テハ鮭漁ノ漁業免許ヲ受ケタルモ
ノ以外ノ密漁者多ク開拓使時代ヨリ是レヲ取締ヲ嚴ニシ今尚勵行シツ、アルモ法網ヲ犯
シ為メニ正業者ノ妨害ヲナシ且ツ濫獲ノ結果魚族ノ保護等殖蕃ヲ妨クルモノ尠少ナラザ
ルハ頗ル遺憾ナリトス

備考 明治四十年十月現在免許漁業ノ種類及び總數左ノ如シ

- 免許漁業
- 鮭海角網 六統 海地曳網 四統 川地曳網 五十三統
- 鱒全上 一統 全上 三統 川地曳網 二十一統
- 鱒全上 一統 全上 九統 鱒全上 一統
- 魚近地曳網 二統 鯧地曳網 一統 鯖全上 三統
- 魚師全上 一統
- 許可漁業 鰈手操網漁船 五十五艘
- 自由漁業 北寄貝曳漁船 三十艘

漁夫ハ鮭網ノ大サニ依リ異ナルモノ一統ニ付十五人乃至
四十人ヲ使役シ漁船ハ一統ニ付大小合シテ三艘乃至
五艘ヲ要スルハ古今共ニ相同ジ

商工業 生産業ノ盛衰ニ從ヒ消長ヲ共ニシ昔時村山家ニ於テ漁場請負ヲシタル頃ニハ商店ハ一戸モナク唯村山家所有ノ船舶ヲ以テ雜貨産物ノ輸出入ヲナシ移住者并ニ土人ニハ總テ全家ヨリ日常ノ需用品ヲ支給シタリ文久ノ末年佐渡越後地方ヨリ木綿小間物ノ行商入込ミタリ明治五六年頃ヨリ遂ニ商工業家移住シ來リ明治十二年頃ニハ商業三十五戸工業十二戸貸座敷八本町、弁天町、横町等ニテ常住六戸漁期ニ至レハ小樽古平地方ヨリ多數入稼アリ娼妓三百ヲ以テ算スト當時ハ盛況察ス可シ二十二年頃ヨリ漁業逐年不振ヲ來タシテヨリ商工業漸次衰運ニ傾キタルモ二十七八年ニ至リ生振、花畔、樽川ノ各原野ニ於ケル農村拓ケテ移住者多ク來住セルヨリ漸次開發ニ連レ稍ヤ挽回ノ趨勢ヲ示シ現今商工業家大小百五十戸ヲ以テ算スルニ至レリ

七) 運輸交通

道路、排水、運河、港津、郵便、電信、電話、渡船ノ來歴

道路 維新前道路ノ開發ナラス只荆棘密林ヲ伐リ倒シ僅カニ人馬ノ通行シ得ルニ過キス開拓使時代ニ至リ国道ヲ定メ札幌ヲ中心トシテ各方面ニ分岐ス石狩ハ厚田、浜町、當別、錢函等ニ通スル要路ニ當レルヲ以テ早ク假定国道ヲ設ケラレタリ明治八年當別ニ至ル里道二十二年輕川ニ至ル里道ノ開發アリ爾來殖民滋ク漸次交通頻繁ヲ加フルト共ニ道路橋梁ノ改修其多キヲ加ヘ二十七年以降頓ニ増加シ到ルトコ道路開ケ三十五年ニハ錢函ニ至ル新道開通三十七年ニハ高岡五ノ沢ニ至ル里道開修等主ナルモノニシテ交通ノ便至ラサルナク最近調査ニ依ル部内里道ヲ挙ケレハ左ノ如シ

- 県道 壹万千貳百七拾九間
- 里道 六万三千九百四拾間
- 又県道里道ニ架設セル橋梁數左ノ如シ
- 里道筋ニ架設 十二ヶ所
- 里道筋に架設 百二十ヶ所

排水 排水ノ掘鑿セラレシハ開墾ノ盛ナルニ至リ道路ニ伴フテ施行セラレタルモノニテ即チ明治二十七年、八年ヨリ三十年迄ノ間ニ最モ多ク開掘サレ爾後年々數百間ノ掘鑿アリ現今延長約四萬貳千間ニ達セリ

運河 錢函、花畔間運河ハ二十八年開鑿サレ當時該附近ノ土地濕潤ニシテ穀物実ラス農民ノ困難一方ナラサルヲ以テ道廳ニ於テ大排水及農作物運搬便益ヲ図ル目的ヲ以テ起工サレ繼續三年ニシテ成ル為メニ土地ニ乾燥農耕ニ非常ノ利益ヲ與ヘタリ而シテ三十八年迄ハ花畔、錢函間三里毎秋此運河ヲ利用穀類ノ運送頻繁ニ加ヘ公益上尠カラサル効果ヲ及ボセルモ地層皆砂地ナルヲ以テ年々破損欠壞ノ度ヲ増シ其後修繕セサルヲ以テ現今ニテハ運輸ノ便壯絶シ只大排水ノ目的ニ過キサルノ觀アルノミナリ

港津 河口水浅クシテ大船ノ碇泊ニ便ナラス船舶碇繫場ハ石狩川船場町沿岸約三百間ノ所ニシテ海面ハ岩石ナク遠淺ニシテ碇船ニ便ナラス然レトモ石狩川ノ長流ハ以テ數十里ノ上流ニ航ス可ク昔時斯ノ天恵ノ宏河カ如何ニ運輸交通上ニ便益ヲ與ヘタルカ想像ニ餘

アリ
明治九年七月開拓使所有汽船弘明豊平二艘ヲ以テ石狩、小樽、篠路間ヲ航行シ船客貨物ノ運送ヲ為シタルモ現時ハ河口淺キヲ以テ六十噸以上ノ船舶出入困難ナリ
明治三十三年ヨリ石狩江別間補助命令航路ノ開始アリ十數噸ノ小汽船ヲ以テ月二三回日ヲ定メテ往復ス茲ニ至リテ彼我大ニ交通ノ便ヲ開キ現今ニ至ルモ尚繼續航行ヲ為シ居レリ 石狩港ト關係ノ諸港ハ小樽、余市、古平、美国、積丹、厚田、浜益ニシテ此間ハ五十石及至二百石ノ川崎又ハ西洋形帆船ニテ航海シ毎年四月ヨリ十月ニ至ル數十艘ヲ以テ往復スルヲ以テ陸運ヨリハ盛況ヲ極メ商業ノ發展モ古來海運ニ直接ノ關係アリシカ如今二十年以降ノ商船出入數ヲ計示スルニ左ノ如シ

商船出入

| 年次 | 日本 | | 西洋 | |
|-------|-----|-------|----|-------|
| | 船數 | 噸數 | 船數 | 噸數 |
| 明治二十年 | 一一四 | 九、六三〇 | 五八 | 一、九四〇 |
| 全二十一年 | 一一四 | 四、六四〇 | 八八 | 二、八八八 |
| 全二十二年 | 一〇二 | 六、二三〇 | 三六 | 一、二四八 |
| 全二十三年 | 一七六 | 一、二七〇 | 一一 | 四九六 |
| 全二十四年 | 一七四 | 一、三三四 | 六 | 二六八 |
| 全二十五年 | 一八二 | 一、五四二 | 八 | 三三八 |
| 全二十六年 | 一九〇 | 一、四七八 | 一六 | 六一二 |
| 全二十七年 | 一五八 | 一、三二二 | 一五 | 五五〇 |
| 全二十八年 | 一七〇 | 一、九二〇 | 五五 | 二、八五〇 |
| 全二十九年 | 一五〇 | 一、〇〇〇 | 五六 | 七、六〇〇 |
| 全三十年 | 一四〇 | 一、〇〇〇 | 六〇 | 七、二〇〇 |
| 全三十一年 | 二四四 | 五、四九〇 | 六七 | 二、二〇〇 |

備考 三十三年以降西洋形ニテ噸ニ増加セルハ補助航路ノ開始ニ由ル四十一年ハ風浪高ク大船ノ出入多カリシニ由ルナリ

石狩灣築港ニ関スル由來ヲ左ニ附記シ參考ニ供ス
築港ノ計畫 石狩築港ノ實測ハ明治十二年開拓使雇蘭人「ファンゲント」ニ始マリ更ニ來人「メーク」ヲシテ之レカ計畫ニ當ラシメ調査セシメタリ聞知スル所ニ依レハ當時ハ主トシテ河口ノ開鑿シ河面ヲ以テ船舶ノ碇繫ニ充ツルノ設計ニテ其後三十年ヨリ三十二年ニ涉リ道廳技師廣井工學士ノ手ニ實測シタルモノニ攪レバ運河ヲ開鑿外海ヨリ直チニ石狩川ニ出入スルノ案トナリ更ニ三十八年ヨリ三十九年ニ涉リテ石狩石炭會社ノ築港計畫實測トナリ全年八月調査完了セリ

築港設計 石狩石炭會社ノ設計ハ河口ヨリ約三十町上石狩市街ノ西南端ヲ横斷シテ幅九十尺ノ運河ヲ開鑿シテ水道トシテ外海ト石狩川トノ間ニ船泊往復ノ途ヲ開キ海面ニ該運河ヲ中心トシテ左右二千五百尺ノ巨距離距離ヲ取り長千四百尺ノ突堤二個ヲ海中に築出シ「形」モノトナシ其突堤内并ニ石狩川一面ハ総テ船泊ノ碇泊ニ充テ別ニ石狩河岸ニ片棧橋ヲ築キテ貨物積載ヲ為スノ趣向ニテ此着手ヨリ竣切迄ヲ「第一期」

トナシ更ニ運河ノ両側ニ各長五百尺中七百尺ノ船入場ヲ突キ其周圍ニ於テ貨物積載ヲ為スノ工事着手ヨリ竣成マデヲ「第二期」ト為ス而シテ運河開鑿ノ晝ハ石狩町ヨリ錢函及札幌方面ニ通スル道路ヲ横斷セラル、ニヨリ此市街上ニハ倫敦市ノ「テームス」川ニ架設シアルカ如キ開閉自在ノ鉄橋ヲ架シ船舶ノ通行ニ際シテハ橋ヲ左右ニ開於シ平時ニ在リテハ之ヲ閉鎖シテ常ニ人馬交通ニ充ツルモノニシテ工事ハ三ヶ年ニシテ竣成ノ予定ナリト以上記述スル所ハ即チ三十九年ノ重大問題トシテ世間ニ注目サレ起工竣成ノ晝ハ獨リ石狩ノミナラズ本道ノ發展上如何ナル影響ヲ及ボスベキカハ実ニ不可測ノ事タリ一日モ早ク着手ヲ待チ居レル俄然石炭會社ノ事業經營彼是方針ノ變更ニ依リ斯ノ大企圖タル築港計畫ハ一朝頓挫中止ノ悲運ニ際會シ一時世ノ耳目ヲ聳動セシ過去ノ歴史ニ鑑ミ將來本問題ノ再燃スル場合ハ參考トシテ且ツ忘ル可ラサル事件ナリトス

郵便、明治八年初メテ石狩郵便局ヲ設置アリ、其以前ハ詳ナラズ要スルニ郵便制度ニ依リタルモノナラン二十一年ヨリ電信開通三十九年ヨリ公衆電話ヲ開始セリ又三十七年花畔村ニ郵便局ヲ増設セラル以テ通信ノ便稍々完備シ今日ニ至ル

渡船、石狩川渡船場ハ維新前ヨリ官マレタルモノニシテ當時ノ制定分明ナラズ明治五年開拓使出張所ヲ若生町ニ置カル、ヤ本廳ト厚田、浜益ニ官吏貨物ノ往復頻繁トナリ且ツ六年漁場私下諸國ヨリ漁業者入稼キ人多ク從テ渡船事務益々繁ヲ加フルニ至リタルヲ以テ開拓使取締ノ下ニ町民小山某之レカ請負ヲシタルヲ以テ私設渡船場ノ初メトス其後數人ノ請負者交代アリ延イテ三十七年ニ至リ個人經營ヲ更メテ町經營トシ収支ヲ特別會計トシテ設備ヲ擴張シ交通ノ便益ヲ計リ以テ今日至ル二十八年茨戸ニ三十三年生振村三線ニ三十四年全村八線ニ私設渡船場ノ許可ヲ受ケ開通アリ

(八) 住民生活ノ状態

明治二十七年以前ハ古來漁業ヲ以テ生活ノ本源トセルヲ以テ其豊凶ハ直チニ住民生活ノ難易ニ影響セルモノニシテ、明治二十二年以降鮭漁業逐年薄漁ヲ來タシ資本ヲ注入スルノミニシテ收益ハ以テ資本ヲ償還スルニ足ラス從テ少資本ノ漁業家ハ倒産破産ヲナシ又農業者ニアリテハ移住日尚淺ク加フルニ地味概シテ肥沃ナラサルヲ以テ生計上頗ル困難ヲ來タシ商工業ハ漁業ノ豊凶ニ依リ盛衰ヲ共ニスル状態ナネヲ以テ生活上概シテ豊ナリト云フヲ得ス特ニ制度ノ革新事業ノ勃興等ニ伴フ租税及公課ノ負担實ニ容易ナラサルニ至リタルヲ以テ逐年活計上ニ至大ノ打擊ヲ來タシタルモノ、如シ然レモ就中農業者ハ三十二年前後迄ハ生計ノ程度比較的劣等ナリシト雖モ其后田畑年々墾成サレ農産物ノ輸出逐年増加スルト共ニ漸次金融潤沢ヲ來タシ從テ生計稍々順境ニ趣キ現今ニ至リテハ

其程度他ヲ凌クノ觀アリ農村ノ開拓ニ伴ヒ商工業モ繁盛ニ赴キ昔時ハ漁業ノ繁盛ト消長ヲ共ニセルモ今日ニテハ寧ろ農業ト消長ヲ共ニスルノ状態ト變セリ今漁業、農業、商工業ノ三者ニ就キ生計ノ難易ヲ比較スルトキハ農業ヲ主易トシ漁業、商業、工業之ニ亞クノ現況ナリトス

(九) 人情、風俗、習慣、方言

人情 昔シ維新前後ハ醇厚ニシテ各自親和セルモ時勢ノ變遷ニ伴ヒ内地各府縣ヨリ移住者陸續來リ且ツ諸種ノ營業開ケテヨリ人情漸次浮薄トナリ團結心ニ乏シク昔時ノ美風其跡ヲ絶ツニ至レリ民情概シテ市街ハ醇厚ナラス且ツ團結心ニ薄キノ觀アリ農村ハ朴直ナリ

風俗、習慣 時勢ノ進化ト共ニ往古ノ弊風惡習ヲ脱シ漸次改良進歩ニ傾キシモノ、如シ尤モ石狩町ハ農業商工其他複雑ナル諸種ノ營業者ト内地各府縣本道人トノ混合社會ノ形跡ナルヲ以テ其國々ノ風俗習慣ハ特殊ノ現象ニシテ散見セラルモ大同小異ニシテ敢テ特記スヘキモノナシ只旧土人ニ関スルモノヲ掲ケレハ一、婚姻 維新前後トモ只口約ノミニシテ別ニ祝宴等ヲ催サス又親族ト相婚スルモノアリ一夫多妾ノ風アリ婚姻ハ女十六才以上男二十才以上トス

一、住居 維新前ハ主ニ漁場附近ニ草小屋ヲ建テ住居セリ近年ニ至リテハ普通ノ建家ト異ナルコトナシ

- 一、飲食物 往時ハ所謂水草ヲ逐フル衣食ノ草根果實鳥獸魚肉等ヲ以テ常食トシ酒ハ濁酒ナルモ月初月終テ神祭トシ其際清酒ヲ供シ部落一同集合シ祝宴ヲ開キ之ヲ例トヤセリト云フ男女トモ飲食セサルモノ少ク煙草ハ粗ナル葉卷又ハ刻ヲ用ヒ現時ハ一般ト大差ナシ
- 一、衣服 男ハ獸類ノ皮女ハ「アツシ」等ヲ常服トセリ又女ハ鮭ノ皮ヲ以テ制シタル衣服ヲ晴衣トナシタルコトアリト云フ
- 一、職業 捕魚 獸獵等ヲ為ス外他ニ定業ナシ
- 一、政治 總テ酋長之ヲ掌ル部下ハ酋長ノ命令ニ從フ若シ違犯シタルトキハ輕罪ハ説諭重罪ハ其者ノ重宝物ヲ没収セリト云フ酋長ハ代々相統ス若シ相統者ナキトキハ酋長ノ家ニ次クモノ酋長ノ權ヲ行フ

- 一、美術 彫刻ハ木材及木皮ヲ以テ日用ノ家具類小刀ノ鞘「パイプ」等ニシテ今ニ至ル尚製作スルモノアリ多ク吾人ニ賞揚セラル機械ハ日本古風ノモノト等シ
- 一、宗教 往古ハナシ敬フ処ハ日輪、月輪、海神、火神、地神、等ナリ現今ハ各宗教ニ歸依セリ葬儀ハ死屍ヲ長箱ニ入レ埋葬ス別ニ祭事ナシ葬儀終ルトキハ酒宴ヲ開ク現今ハ一般ニ同ジ
- 一、方言 古來ヨリ鮭ヲ秋味(アキミ)ト稱ス塩藏シタルモノヲ塩引(シキヤ)ト稱シ薄塩製ノモノヲ荒卷ト稱ス

土人ヲ「アイヌ」ト謂ヒ女子ヲ「メノコ」男子ヲ「セカツ」女児ヲ「カナチ」「ヲンカミ」ハ拜禮ナリ「ワカ」ハ水ナリ「エナシ」ハ木幣「ノポリ」ハ山「シヤモ」ハ人「コウカリ」ハ謡曲ニシテ

其謡ヲ所ノモノ事実ヲ記ス曾テ戲作スルモノナシ其文章形容ノ妙古詩ノ風致アリ其中源九郎判官義経ノ事ヲ演フルハ最モ古調ナリト云フ

(十) 町村事業ニ関スル諸般ノ重要設備及沿革

町村事業ノ重要ノ施設トシテ特ニ記ス可キモノナリ只戦時紀念事業トシテ經營セル大字振村風防林使用ニ関スル一時アルノミ今其概畧ヲ舉ケレバ

- 一、風防林使用許可ノ日 明治三十八年十一月二日
- 一、全上使用期間 全 四十三年迄五ヶ年
- 一、目的及施行方法ノ概畧

目的ハ畑及桑園ニ供スルモノニシテ、目的以外ニ使用セス目下全面積ノ十分ノ七即チ十四万坪ハ畑地ニ四万三千余坪ハ桑園豫定地トシテ桑苗ヲ年々栽植シ目下一万五千余坪ヲ栽植シタリ

一、使用許可及其面積
使用區域ハ生振原野基線風防林南北各巾二十間延長ハ「ビトイ」川界西ハ全村二線石狩川堤防敷地迄

三千有五十間全北九号線五線間延長千三百五十間面積合計十八万三千四十坪

一、実行ノ成績 桑園トシテ許可ノ翌年ヨリ春秋二期ニ分ケ小学校児童ノ栽植スルモノト町經營ノモノトヲ會セ一期約四千本ヲ栽植シタルモ旱魃及降雨等ノ為メ枯死シタルモノノ大半ニ及ビタリ尔後毎期補植ヲナシ居レシモ未タ成績ノ見ルヘキモノナシ

(十一) 重要物産ノ状況及輸出入

水産物 古來鮭ヲ以テ主要物産トナシ其産額ノ多キ全国ニ冠タリ其名世ニ高シ而シテ其産額ハ明治二十二年以前迄ハ毎年概ネ万石(二十尾ヲ一束トシ三百束ヲ百石トス即チ百石ハ六千尾)ノ收穫アリ且ツ当時ハ運輸交通ノ便悪シク近郡ノ殖民地開墾セリシス戸稀少ナリシヲ以テ生魚ノ輸出少ク皆ナ之ヲ塩藏ス之レカ買入ノ為メ毎年秋季ニ至レバ内地特ニ新潟、佐渡、庄内、酒田、及函館、小樽地方ヨリ大船船ノ入港スルモノ數千艘ニ及ビ内地ヨリ貨物貿易品ヲ持 千束リ販賣シテ帰途塩鮭ヲ積載スルノ状態ナルヲ以テ漁業ノ豊饒ニ伴ヒ商業盛昌市況殷賑ヲ極メタリシモ其後殖民地ノ運輸開ケ戸口増殖生魚ノ需用逐年多キヲ加フルニ及ヒ生魚ニテ陸路札幌、上川、方面ニ輸送セラル、状態ト變セリ而シテ漁獲八年一年ト減少ヲ來タシ為メニ塩藏スルモノ少ナキト價格高騰ヲ呈シ利益ヲ見ル能ハサルニ至リタル結果漸次船ノ入津スルモノ減退 現今ニ至リテハ産額ノ九分ハ

生賣ノ姿ナルヲ以テ現今ハ鮭積ノ為出入する船船は皆無トナリ昔日の繁盛ハ影ヲモ止メサルニ至レリ鮭ニ次テ鱒ハ品質良好ナルモ産額僅少ナルヲ以テ物産トシテ多少他ニ輸出セシハ漸ク明治二十年頃ヨリニテ是又近年ハ生賣ノミニテ塩藏ノモノハ皆無ナリ其ノ水産物ハ鱈、鰻、ソイ、皆魚(ヒラメ)、鯖、鯉、チカ、鱒、鯡、鮫、鰈、北寄貝等多少産出スルモ皆地方ノ需要ニ止マリ殘餘ハ僅カ

ニ札幌方面ニ輸出スルニ止マリ其産額ハ一ヶ年平均一千元ニ達セサル有様ナルヲ以テ物産ト称スルニ足ラス

あぶらな
農産物 燕麥ヲ第一トシ大豆、曇苔、麥類、玉蜀黍之通り明治二十二年以前ハ農家僅少且ツ交通不便價格低廉ナルヲ以テ田畑ヨリ生スル諸穀(當時ハ主ニ玉蜀黍、蕎麥、菜豆、麥類)ハ搬出スルニ由ナリ只自家食料ニ供シ其他ハ日用品ト交換スルニ止マリシモ三十年以後農村大ニ開ケ産額激増ヲ呈シ交通開ケ價格昇ルニ從ヒ漸次物産トシテ輸出スルモノ多キヲ加ヘ三十三年以降ハ産額ニ於テ水産物ヲ凌駕スルノ盛況ヲ呈スルニ至レリ農産物ノ販路ハ札幌小樽トス。

左ニ參考トシテ農産、水産物産額統計表ヲ示シ以テ既往ニ於ケル生産業ノ盛衰ノ一般ト知スルノ材料ニ供ス

水産物産額一覽表
鮭之部

| 年次 | 收穫高(石) | 百石ノ價格(円) | 總價格(円) |
|------|--------|----------|---------|
| 明治二年 | 一五、五三二 | 六八〇 | 一〇五、六一八 |
| 三年 | 一七、二一一 | 六五〇 | 一一一、八七二 |
| 四年 | 一五、〇五六 | 五九五 | 八九、五八三 |
| 五年 | 二四、二二五 | 四八〇 | 一一六、二三二 |
| 六年 | 一七、二七五 | 五九五 | 一〇二、七八六 |
| 七年 | 一〇、四七九 | 七七〇 | 八〇、六八八 |
| 八年 | 一五、一六五 | 九〇五 | 一三七、二四二 |
| 九年 | 一四、四一九 | 七〇五 | 一〇一、六五四 |
| 十年 | 一一、一三六 | 七〇五 | 八五、五五九 |
| 十一年 | 一五、九五四 | 七四五 | 一一八、八五七 |
| 十二年 | 二二、三八六 | 九三二 | 二〇八、六三八 |
| 十三年 | 一九、三五三 | 一、〇二〇 | 一九七、四〇一 |
| 十四年 | 一四、四二四 | 一、〇五〇 | 一五一、四五二 |
| 十五年 | 二四、六五四 | 六四五 | 一五九、〇一八 |
| 十六年 | 一六、六六六 | 三〇〇 | 四九、〇九八 |
| 十七年 | 九、七一一 | 六四三 | 六二、三五七 |

鱒の部

| 年次 | 收穫高(石) | 百石ノ價格(円) | 總價格(円) |
|--------|--------|----------|---------|
| 全 十八年 | 八、四〇五 | 六七〇 | 五六、三二四 |
| 全 十九年 | 一三、二七八 | 六〇四 | 八〇、一九九 |
| 全 二十年 | 一〇、七九三 | 六七二 | 七五、五二九 |
| 全 二十一年 | 一一、一一三 | 八七一 | 一〇五、五〇九 |
| 全 二十二年 | 九、三二九 | 八四七 | 七九、〇一七 |
| 全 二十三年 | 七、八四九 | 七六八 | 六〇、二八〇 |
| 全 二十四年 | 七、七一一 | 八七〇 | 六七、一三八 |
| 全 二十五年 | 八、八七七 | 九五〇 | 八四、三三二 |
| 全 二十六年 | 四、一三八 | 八三〇 | 三四、三四五 |
| 全 二十七年 | 二、四五七 | 八七〇 | 二一、三七六 |
| 全 二十八年 | 三、二九五 | 二六〇 | 四六、五一七 |
| 全 二十九年 | 三、五三八 | 一、三八〇 | 四八、八二四 |
| 全 三十年 | 四、四一五 | 一、五六〇 | 六八、八七四 |
| 全 三十一年 | 六、六一七 | 一、七〇〇 | 一一二、四八九 |
| 全 三十二年 | 四、二四三 | 二、一〇〇 | 八九、一〇三 |
| 全 三十三年 | 五、三一四 | 二、二八〇 | 一一一、一五九 |
| 全 三十四年 | 三、二五七 | 二、七〇〇 | 八七、九三九 |
| 全 三十五年 | 三、三四七 | 二、三〇〇 | 七六、九八一 |
| 全 三十六年 | 五、五七二 | 二、二六〇 | 一二五、九五〇 |
| 全 三十七年 | 一、五七九 | 二、四〇〇 | 三七、八九六 |
| 全 三十八年 | 五、六五六 | 三、〇〇〇 | 一六五、六八〇 |
| 全 三十九年 | 二、一六六 | 二、七〇〇 | 五七、一三二 |
| 全 四十年 | 二、三三七 | 二、七三〇 | 六三、八〇三 |
| 全 四十一年 | 一、四二一 | 三、五四〇 | 五〇、四一一 |
| 明治二十年 | 二三八 | 五五二 | 一、三一四 |
| 全 二十一年 | 三四六 | 五八〇 | 二、〇〇七 |
| 全 二十二年 | 二八三 | 六八〇 | 一、九二四 |
| 全 二十三年 | 三八五 | 六二〇 | 二、三八七 |
| 全 二十四年 | 五七二 | 七五〇 | 四、二九〇 |
| 全 二十五年 | 四〇二 | 五〇〇 | 二、〇一〇 |
| 全 二十六年 | 四八二 | 五八〇 | 二、七九六 |

農産物産額一覽表

| 年次 | 作付反別(反) | 收穫高(反) | 價格(円) |
|--------|---------|--------|----------|
| 全 二十七年 | 一三五 | 一八三六 | 二、二〇三 |
| 全 二十八年 | 一八五〇 | 一九八七 | 二、七八二 |
| 全 二十九年 | 一九三六 | 二一〇五 | 三、一五八 |
| 全 三十年 | 二四七三 | 三三一五 | 五、七八七 |
| 全 三十一年 | 二八七六 | 三三六六 | 六、二〇五 |
| 全 三十二年 | 三〇二二 | 四二七四 | 八、九七五 |
| 全 三十三年 | 六七五三 | 八二七七 | 一九、二六七 |
| 全 三十四年 | 一〇一八三 | 一〇二四五 | 二五、四二二 |
| 全 三十五年 | 二二八〇〇 | 三三六七七 | 九〇、八二八 |
| 全 三十六年 | 二六二九八 | 三五〇〇三 | 一〇一、五一〇 |
| 全 三十七年 | 二六五一一 | 三六一七一 | 一一五、七四七 |
| 全 三十八年 | 三一九五七 | 四三二一八 | 一六八、八七二 |
| 全 三十九年 | 三六〇三二 | 四八〇三五 | 二二六、一五八 |
| 全 四十年 | 四二二〇〇 | 五二六五七 | 二六三、二八五 |
| 全 四十一年 | 四七七二九 | 四八三四五 | 二六五、八九八 |
| 全 四十二年 | 四八二五五 | 六一二〇四 | 三七八、一〇二 |
| 全 四十三年 | 四九二一二 | 五四九〇九 | 三三二、八〇二 |
| 全 四十四年 | 五〇二二二 | 六二二〇〇 | 三九〇、二〇〇 |
| 全 四十五年 | 五二二二二 | 六九二〇〇 | 四四〇、〇〇〇 |
| 全 四十六年 | 五四二二二 | 七六二〇〇 | 四九〇、〇〇〇 |
| 全 四十七年 | 五六二二二 | 八三二〇〇 | 五四〇、〇〇〇 |
| 全 四十八年 | 五八二二二 | 九〇二〇〇 | 五九〇、〇〇〇 |
| 全 四十九年 | 六〇二二二 | 九七二〇〇 | 六四〇、〇〇〇 |
| 全 五十年 | 六二二二二 | 一〇四二〇〇 | 六九〇、〇〇〇 |
| 全 五十一年 | 六四二二二 | 一一一二〇〇 | 七四〇、〇〇〇 |
| 全 五十二年 | 六六二二二 | 一二一二〇〇 | 七九〇、〇〇〇 |
| 全 五十三年 | 六八二二二 | 一二一二〇〇 | 八四〇、〇〇〇 |
| 全 五十四年 | 七〇二二二 | 一二一二〇〇 | 八九〇、〇〇〇 |
| 全 五十五年 | 七二二二二 | 一二一二〇〇 | 九四〇、〇〇〇 |
| 全 五十六年 | 七四二二二 | 一二一二〇〇 | 九九〇、〇〇〇 |
| 全 五十七年 | 七六二二二 | 一二一二〇〇 | 一〇四〇、〇〇〇 |
| 全 五十八年 | 七八二二二 | 一二一二〇〇 | 一〇九〇、〇〇〇 |
| 全 五十九年 | 八〇二二二 | 一二一二〇〇 | 一一四〇、〇〇〇 |
| 全 六十年 | 八二二二二 | 一二一二〇〇 | 一二〇〇、〇〇〇 |
| 全 六十一年 | 八四二二二 | 一二一二〇〇 | 一二六〇、〇〇〇 |
| 全 六十二年 | 八六二二二 | 一二一二〇〇 | 一三二〇、〇〇〇 |
| 全 六十三年 | 八八二二二 | 一二一二〇〇 | 一三八〇、〇〇〇 |
| 全 六十四年 | 九〇二二二 | 一二一二〇〇 | 一四四〇、〇〇〇 |
| 全 六十五年 | 九二二二二 | 一二一二〇〇 | 一五〇〇、〇〇〇 |
| 全 六十六年 | 九四二二二 | 一二一二〇〇 | 一五六〇、〇〇〇 |
| 全 六十七年 | 九六二二二 | 一二一二〇〇 | 一六二〇、〇〇〇 |
| 全 六十八年 | 九八二二二 | 一二一二〇〇 | 一六八〇、〇〇〇 |
| 全 六十九年 | 一〇〇二二二 | 一二一二〇〇 | 一七四〇、〇〇〇 |
| 全 七十年 | 一〇二二二二 | 一二一二〇〇 | 一八〇〇、〇〇〇 |
| 全 七十一年 | 一〇四二二二 | 一二一二〇〇 | 一八六〇、〇〇〇 |
| 全 七十二年 | 一〇六二二二 | 一二一二〇〇 | 一九二〇、〇〇〇 |
| 全 七十三年 | 一〇八二二二 | 一二一二〇〇 | 一九八〇、〇〇〇 |
| 全 七十四年 | 一〇二二二二 | 一二一二〇〇 | 二〇四〇、〇〇〇 |
| 全 七十五年 | 一〇四二二二 | 一二一二〇〇 | 二一〇〇、〇〇〇 |
| 全 七十六年 | 一〇六二二二 | 一二一二〇〇 | 二一六〇、〇〇〇 |
| 全 七十七年 | 一〇八二二二 | 一二一二〇〇 | 二二二〇、〇〇〇 |
| 全 七十八年 | 一〇二二二二 | 一二一二〇〇 | 二二八〇、〇〇〇 |
| 全 七十九年 | 一〇四二二二 | 一二一二〇〇 | 二三四〇、〇〇〇 |
| 全 八十年 | 一〇六二二二 | 一二一二〇〇 | 二四〇〇、〇〇〇 |
| 全 八十一年 | 一〇八二二二 | 一二一二〇〇 | 二四六〇、〇〇〇 |
| 全 八十二年 | 一〇二二二二 | 一二一二〇〇 | 二五二〇、〇〇〇 |
| 全 八十三年 | 一〇四二二二 | 一二一二〇〇 | 二五八〇、〇〇〇 |
| 全 八十四年 | 一〇六二二二 | 一二一二〇〇 | 二六四〇、〇〇〇 |
| 全 八十五年 | 一〇八二二二 | 一二一二〇〇 | 二七〇〇、〇〇〇 |
| 全 八十六年 | 一〇二二二二 | 一二一二〇〇 | 二七六〇、〇〇〇 |
| 全 八十七年 | 一〇四二二二 | 一二一二〇〇 | 二八二〇、〇〇〇 |
| 全 八十八年 | 一〇六二二二 | 一二一二〇〇 | 二八八〇、〇〇〇 |
| 全 八十九年 | 一〇八二二二 | 一二一二〇〇 | 二九四〇、〇〇〇 |
| 全 九十年 | 一〇二二二二 | 一二一二〇〇 | 三〇〇〇、〇〇〇 |
| 全 九十一年 | 一〇四二二二 | 一二一二〇〇 | 三〇六〇、〇〇〇 |
| 全 九十二年 | 一〇六二二二 | 一二一二〇〇 | 三一二〇、〇〇〇 |
| 全 九十三年 | 一〇八二二二 | 一二一二〇〇 | 三一八〇、〇〇〇 |
| 全 九十四年 | 一〇二二二二 | 一二一二〇〇 | 三二四〇、〇〇〇 |
| 全 九十五年 | 一〇四二二二 | 一二一二〇〇 | 三三〇〇、〇〇〇 |
| 全 九十六年 | 一〇六二二二 | 一二一二〇〇 | 三三六〇、〇〇〇 |
| 全 九十七年 | 一〇八二二二 | 一二一二〇〇 | 三四二〇、〇〇〇 |
| 全 九十八年 | 一〇二二二二 | 一二一二〇〇 | 三四八〇、〇〇〇 |
| 全 九十九年 | 一〇四二二二 | 一二一二〇〇 | 三五四〇、〇〇〇 |
| 全 第一百年 | 一〇六二二二 | 一二一二〇〇 | 三六〇〇、〇〇〇 |

林産物 明治三十五年以前迄ハ薪木材ハ重要物産ノ中ニ数ヘラシ年々十萬円ニ達スル生産アリタルカ 現今ニテハ伐採シ盡サレ土地ノ需用ニモ足ラサル有様ト化シ去レリ 鉱産物 イントル、ナシヨナルコイルコンパニイ経営ニ係ル石油採掘ハ一時有望ナリシモ現今ニテハ微々トシテ少量ナル到底物産トシテ掲記スルニ足ラス

工産物 明治二十年ニ高橋鑑詰製造所ノ創立アリ水産製造物産ノ一二数ヘラシ毎年製造高平均十萬斤ニ及ヒタルモ近年原料騰貴收入相償ハサルヲ以テ休業セリ其他醬油製造所アリシモ其製造高僅少ニシテ土地ノ需用供給ニ止マリ是又物産トシテ掲記スルニ足ラス 三十八年ヲ以テ創業セラレシ富士製軸所ハ其事業頗ル有望ニシテ前途ニ多大ノ望ミヲ囑シタリシモ不幸中止諸種ノ支障ヲ生シ明治四十年ノ末遂ニ短カキ日時ヲ以テ事業ヲ停止スルニ至レリ

輸出入 明治三十年以前ハ概ネ水ヲ以テ第一位ノ輸出品トシテ以降ハ農産物ヲ以テ第一位トスルニ至レリ輸入品ハ古來同シク主ニ米増及日用需用品雜貨品トス而シテ輸入仕出地米増ハ新潟、秋田、山形地方日用品ハ主ニ小樽、札幌トス

輸出ノ仕向地ハ水産物塩鮭ハ新潟、東京ヲ主トシ生鱈生鮭ハ札幌、小樽トス

参考

昔シ村山家蝦夷地請負ノ節ノ交易品ハ主ニ干鰯、鯨魚油、アツシ等ニシテ其頃番松ト称シ圖合造スノ百二十石位ノ小舟ニテ三月末ヨリ四月上旬差下リ、樺太、シヤリ、モンベツ、ニ航海シ三軒布地、十徳、青玉、魚油、干鰯、海豹、皮類ヲ積渡シ宗谷ニテ交易セリ云フ以テ逸早く貿易ノ幸事アリシヲ知ルヘシ

今左ニ既往十ヶ年間石狩港ノ輸出入統計表ヲ示シ以テ土地ノ盛衰ヲト知スルノ参考ニ供ス

輸入表

| | 三十二年 | 三十三年 | 三十四年 | 三十五年 | 三十六年 | 三十七年 | 三十八年 | 三十九年 | 四十年 | 四十一年 |
|-----|------|------|------|------|------|------|------|------|-----|------|
| 白米 | 三三三 | 三六〇 | 四〇〇 | 四五〇 | 四三〇 | 四九〇 | 五〇〇 | 五〇〇 | 五〇〇 | 四八六 |
| 塩 | 八〇〇 | 七〇〇 | 七〇〇 | 七〇〇 | 七〇〇 | 七〇〇 | 七〇〇 | 七〇〇 | 七〇〇 | 七〇〇 |
| 味噌 | 四〇〇 | 四〇〇 | 四〇〇 | 四〇〇 | 四〇〇 | 四〇〇 | 四〇〇 | 四〇〇 | 四〇〇 | 四〇〇 |
| 醬油 | 八〇〇 | 八〇〇 | 八〇〇 | 八〇〇 | 八〇〇 | 八〇〇 | 八〇〇 | 八〇〇 | 八〇〇 | 八〇〇 |
| 日本酒 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 |

| 價格計 | 三十二年 | 三十三年 | 三十四年 | 三十五年 | 三十六年 | 三十七年 | 三十八年 | 三十九年 | 四十年 | 四十一年 |
|-----|------|------|------|------|------|------|------|------|-----|------|
| 西洋酒 | 一五〇 | 一五〇 | 一五〇 | 一五〇 | 一五〇 | 一五〇 | 一五〇 | 一五〇 | 一五〇 | 一五〇 |
| 酢 | 一五〇 | 一五〇 | 一五〇 | 一五〇 | 一五〇 | 一五〇 | 一五〇 | 一五〇 | 一五〇 | 一五〇 |
| 砂糖 | 一五〇 | 一五〇 | 一五〇 | 一五〇 | 一五〇 | 一五〇 | 一五〇 | 一五〇 | 一五〇 | 一五〇 |
| 茶 | 一五〇 | 一五〇 | 一五〇 | 一五〇 | 一五〇 | 一五〇 | 一五〇 | 一五〇 | 一五〇 | 一五〇 |
| 煙草 | 一五〇 | 一五〇 | 一五〇 | 一五〇 | 一五〇 | 一五〇 | 一五〇 | 一五〇 | 一五〇 | 一五〇 |
| 陶磁器 | 一五〇 | 一五〇 | 一五〇 | 一五〇 | 一五〇 | 一五〇 | 一五〇 | 一五〇 | 一五〇 | 一五〇 |
| 紙類 | 一五〇 | 一五〇 | 一五〇 | 一五〇 | 一五〇 | 一五〇 | 一五〇 | 一五〇 | 一五〇 | 一五〇 |
| 石油 | 一五〇 | 一五〇 | 一五〇 | 一五〇 | 一五〇 | 一五〇 | 一五〇 | 一五〇 | 一五〇 | 一五〇 |
| 呉服 | 一五〇 | 一五〇 | 一五〇 | 一五〇 | 一五〇 | 一五〇 | 一五〇 | 一五〇 | 一五〇 | 一五〇 |
| 太物 | 一五〇 | 一五〇 | 一五〇 | 一五〇 | 一五〇 | 一五〇 | 一五〇 | 一五〇 | 一五〇 | 一五〇 |
| 小間物 | 一五〇 | 一五〇 | 一五〇 | 一五〇 | 一五〇 | 一五〇 | 一五〇 | 一五〇 | 一五〇 | 一五〇 |
| 雑貨 | 一五〇 | 一五〇 | 一五〇 | 一五〇 | 一五〇 | 一五〇 | 一五〇 | 一五〇 | 一五〇 | 一五〇 |
| 麵類 | 一五〇 | 一五〇 | 一五〇 | 一五〇 | 一五〇 | 一五〇 | 一五〇 | 一五〇 | 一五〇 | 一五〇 |
| 乾物 | 一五〇 | 一五〇 | 一五〇 | 一五〇 | 一五〇 | 一五〇 | 一五〇 | 一五〇 | 一五〇 | 一五〇 |
| 稗 | 一五〇 | 一五〇 | 一五〇 | 一五〇 | 一五〇 | 一五〇 | 一五〇 | 一五〇 | 一五〇 | 一五〇 |

(十二) 公共事業ニ對スル篤志者ノ篤志事實

石狩郡石狩町大字親舟町南二十三番地平民

村山コト

村山コト祖先村山傳太夫(當時ヨリ十二代祖先)寛文二年漁業ノ目的ヲ以テ本道福山ニ移住シ夫ヨリ西海岸石狩ヨリ宗谷地方ニ至リ未開ノ沿岸ヲ探検シ漁場ヲ開拓シタリ次テ官命ニ依リ石狩ヲ根拠地トシテ各漁場ヲ支配セリ後漁業請負タリ延テ當代コトニ至ル引續キ漁業ヲ以テ營業トシ其間數回凶凶ニテ全業者ニ於テ倒産スルモノ多クアリシモ不拘独リ村山家ニ於テハ諸般ノ經營其宜シキヲ得タル結果事業鞏固ニシテ毫モ其影響ヲ受ケズ是々代々倦マズ倦マズ辛苦經營シテ以テ先祖ノ遺業ヲ能ク繼續セシメ今日ニ至リ其事業倍々隆盛ナルヲ見ルニ至レリ其多年ノ經歷ト事業ノ隆盛ハ本道漁業家一般ノ模範トスルモ敢テ不可ナク加之公共事業ニ對シ常ニ熱心ニシテ事アルトキハ率先シテ以テ之ヲ成就セシメ往昔ヨリ石狩市街ニ貢獻セルモノ不尠漁業ニ對シテモ實際經驗全業者ヲ貢誘拔シテ制品ノ改良品質精選販路ノ擴張等石狩名産ノ蛙ヲシテ其評判全国ニ轟カシタルハ畢竟全家累代率先斯業ニ熱誠ナリシニ基スカスレバアラス其製品タル勸業諸會ニ出陳シテ名聲ヲ博シ賞典ヲ受ケタルコト又ハ金田物品ヲ公共の事業ニ寄附シテ褒賞ヲ崇敬シテ其勳績ヲ永遠ニ傳ヘン事ヲ希望シ居リ其累代漁業ニ精勵ナル公共事業ニ熱注ナル實ニ世ノ龜鑑トスルモ証言ニアラサルナリ

石狩郡石狩町大字横町北三十番地平民

藤田 利兵衛

性温厚篤實公共博愛心ニ富ミ品行端正一意専心実業ニ精勵シ且ツ忠孝ノ志厚ク質素ニシテ勤儉ヲ尚フ而シテ志行ノ最モ卓絶ト認ムル点ハ言責ノ重ンジ好シテ善ヲ獎メ惡ヲ斥ケ事ヲ勉メ果斷堅忍能ク百難ヲ排シテ自家ノ瓦解ヲ救済維持シ勤勉ナルコト多年一日ノ如ク能ク産ヲ興コシ業ヲ勵ミ以テ自家ヲ安泰隆盛ノ域ニ進マシメ傍ラ公共ニ力ヲ盡シ私財ヲ投シテ百般ノ寄附行為ヲナシ其一挙一動公衆ノ模範タリ其信用徳望ノ高キコト志行ノ卓越セル一般ノ深ク敬慕措ク能ハサル所トス
氏年十二才ニシテ主家村山家ニ傳ヘル來孜々トシテ忠勤ヲ勵ミ當年迄志想ヲ変セサル殆ント四十五年今日ニテハ井尻、村山両家漁場ヲ總支配シ居レリ其主家ニ尽スノ傍ラ公共事業ニ貢獻シタルコト枚挙ニ遑アラス其品性徳望ハ石狩ノ先輩有識者トシテ二十餘年來産業上獎勵委員トシテ諸組合諸會ノ指導ノ主腦者トシテ百般ノ事業ニ尽瘁シ寄附シ功績顯著ナル其實績トシテ褒狀銀木盃等ヲ受領セル事幾十回ナルヲ知ラス特ニ三十七八年戰役ニ際しては石狩市街軍人家族保護會長トシテ軍人家遺族ノ救護ニ関シテハ非常ノ尽力ヲナシ國債ノ募集ニ付テハ毎回極力応募誘ヲナシ其率先奔走ノ尽力ノ結果好成績ヲ見タル等実ニ石狩市街ノ事業經營ハ氏ノ贊否如何ニヨリテ左右セラル、ヲ得ヘク其德行卓絶実業精勵公共事業ニ熱ナハ一般ノ模範トシテ公衆ノ深ク信頼敬慕スル所ナリ

(十三) 組合事業ノ種類名稱沿革

石狩水産組合事務所ハ船場町ニ在リ明治十九年以前ハ漁民會社ト称シ漁業家團結シテ水産ノ改良進歩ヲ計ル全年漁業組合ト改称シ組織ヲ變更シ益々業務ノ擴張ヲ為ス三十五年法令ノ改新ト共ニ更ニ水産組合ト改メ畠山清太郎氏組長ニ藤田利兵衛氏副組長ニ當選益々組合事業ノ革新ト漁業ノ隆盛ヲ意図セリ

石狩購販組合事務所ハ八幡町ニ在リ明治三十六年ノ創立ニ掛リ主トシテ農家ノ生産ヲ購買シ日用ノ需用品ヲ購買シ相互ノ福利ヲ図ル目的ニテ事業ノ擴張發展ヲ図ルニ勉メタリシモ中途理事加藤一魯氏死亡シ諸種ノ支障ヲ生スルニ至リ今日ニテハ遺憾ナカラ事業頗ル振ハズ只其名目ヲ存スルノモノ情態ニアリ

花川購販組合 明治三十六年ノ創立ニテ花畔市街地ニ在リ當初坂東一氏組合長タリシモ所置其宜シキヲ得ズ巨額ノ損害ヲ受ケ組合員中倒産セルモノアリ已ニ解散セントシタルモ役員ノ盡力ニヨリ辛クシテ業体ヲ維持スルヲ得水上清氏代ツテ總務トナリ秩序ヲ挽回ス次テ辭任シ山内百度氏代リ更ニ今日ニテハ春木氏組合長トシテ其發展ニ勉メツ、アリ

石狩造資組合 明治三十六年十二月創立事務所ヲ横町ニ置ク石狩地方ノ金融ヲ計リ且ツ地方人ニモ勤儉貯蓄ヲ奨励シ着々事業ノ擴張ヲ期セリ本町ニハ銀行ノ設立ナキヲ以テ是レカ金融上ニ至大ノ便益ヲ與ヘタルハ事實ニシテ四十年九月末日現在ノ積立金二千八百八十七円ニ達シ組合員八十餘名ヲ有シ尔來引續キ業務ノ擴張ニ勉メ居レリ藤田利兵衛氏之レガ組合長タリ

衛生組合 明治三十六年ノ創立ニシテ石狩川以西ノ市街ヲ第一トシ川以東ヲ第二トシ八幡町宇高岡ヲ第三トシ生振ヲ第四トシ花畔村ヲ第五トシ樽川村ヲ第六衛生組合ト称ス清潔方法、消毒方法、傳染病予防救済ニ関スル事務ヲ弁シ役員ノ熱誠ニ頼リ専ラ公衆ノ衛生ノ普及ニ勉メツ、アリ遂年組合ノ活動ト業務ノ革新トヲ意図シ居レリ

石狩町農會 明治三十三年ノ創設ニシテ當時親舟町外九町三村農會タリシガ三十五年二級町村實施ノ結果分離シテ石狩町及花川村農會トナリ會長ノ改選、役員ノ選任等組織ヲ改ム四十年四月一級町村制實施セラレ全時二兩農會ヲ合シテ石狩町農會ト称シ橋本賢弘氏會長ニ選舉セラル設立以來区域ノ變更役員ノ改善等屢ナリシヲ以テ未タ發達ノ域ニ進マサルモ役員ノ熱心ト會長ノ盡力ニヨリ漸次發展將來益々有望ナルヲ信ス

石狩消防組 明治十九年ノ創立ニシテ當時星野辰之助氏組長タリ元來石狩市街ハ火早キ地ニシテ維新以來數回ノ大火災アリ住民ノ安寧上一日モ忽カセニ附ス可カラサルヲ以テ爾來當局者ノ銳意擴張ニ努メ組頭阿部權四郎時代ニ於テ最モ設備ヲ刷新改良シ三十二年火見櫓ヲ建設シ警備上周到ヲ期セリ現今組頭山本勘四郎氏ニシテ消防夫總數六十八人ヲ以テ組織シ相鼓應シテ不慮ニ備ヘリ組頭ノ熱心ナル結果器具器械ヲ完備シ着々發展ヲ期シ居レリ

(十四) 個人經營ノ主ナルモノ、閱歴
高橋合資會社 元高橋鐘詰所ト称ス船場町ニアリ三十六年十月改メテ合資組織トシ水産

物製造ヲ目的トス当初數十人ノ職工ヲ使役シ主ニ鮭罐詰ヲ製出ス一日ノ製造高千五百個相當ノ利益ヲ見タルモ近年ニ至リ鮭原價及諸材料騰貴ノ為ノ事業ノ發展ヲ妨ケ現今ハ罐詰製造ヲ一時休止シ燻及塩藏ヲノミ為セリ本社製出スル所ノモノ品質精良勸業諸會ニ出品ニテ褒賞ヲ受ケタル事屢々ナリ高橋氏社長タリ

(十五) 名勝旧跡附社寺ノ沿革

古來鮭産額多キヲ以テ著名ニシテ其規模ノ大ナルハ全国ニ冠タリ此名勝ヲ觀覽セシ為メ毎歲秋季ニ至レハ他地方ヨリ來觀者多ク投網ノ区域海浜五里ニ涉リ河流八十里ニ廻リ到ル処曳網ノ声ヲ聞ク

旧跡ト認ムルモノ村山家ノ弁天社ニシテ弁天町ニ在リ明治七年以前迄ハ現今八幡神社ノ境内ニ在リ按スルニ元禄七年松前藩ノ家臣山下半左衛門此地ニ來リテ弁天社ノ創立ヲ促シ時ニ村山家ニ於テ祝賀ノ事アリタルヲ以テ一祠ヲ建テ弁天社ト号ス尔來毎歲漁業豐饒ナリシト而シテ文化十二年ニ至リ社ノ鳥居新設ノ事アリ材料ハ御影石ニテ全家ノ手船(千石積)ヲ以テ大坂ヨリ運搬シ來リ直ニ建築ニ着手數句ニシテ成ル構造堅牢石質優良ナル附近稀ニ見ル所明治七年九月全現今ノ位置ニ移轉スルニ方リ該鳥居ハ其似ニ存置セリ今ニ八幡神社ノ東方ニ存在シ石狩川ニ向ヒ巍然トシテ屹立セルモノ即チ是ナリ一見以テ石狩昔日ノ繁盛時代ヲ想像セシム

神社

郷社八幡神社 祭神ハ(應神天皇合殿保食神)弁天町番外地ニ在リ明治七年八月ノ創立(以前ハ八幡町ニ在リ)八年郷社ニ公称ス現今岡村靜雄氏社司タリ
生振神社 無格社(祭神天照皇大神) 位置ハ従來生振村六線番外地ナリシヲ本年(明治四十年)七線ニ移轉セリ 明治三十四年十月創立郷社八幡神社々岡村靜雄氏社掌兼務タリ

花畔神社 無格社祭神金比羅大神 位置ハ花畔村八線二番地ニシテ明治三十四年七月創立社掌兼務前全斷

樽川神社 無格社祭神天照皇大神 位置ハ樽川村六線 明治三十九年二月ノ創立社掌全斷

寺院

金竜寺 本尊釈迦如來 位置新町四番地 安政六年九月ノ創立ニシテ當時金竜庵ト称ス 明治十一年十一月金竜寺ト公称ス日蓮宗ニシテ増田見猛氏現住職タリ
能量寺 本尊阿彌陀如來 位置弁天町北廿五廿六番地 明治十一年創立廿七年十一月堂宇改築ハ飯尾巴藏氏現住職タリ(真宗大谷派)
法性寺 本尊阿彌陀如來 位置横町北十番地 元有珠郡善光寺ノ出張所タリシカ 明治

十三年九月寺号公称 明治二十五年五月堂宇消失次テ改築馬場興信氏現住職タリ(浄土宗善光寺末派)

曹源寺 本尊釈迦如來 位置弁天町 文久二年四月創立許可横町ニ堂宇建設 明治九年類焼ニ罹リ十二年現今ノ地ニ移轉新築 二十五年再ヒ焼失次テ再築ス 渡邊徹道氏住職タリ(曹洞宗)

信教寺 本尊阿彌陀如來 位置ハ八幡町二十四年九月創立 石田徳玄氏現住職タリ(浄土真宗本願寺派)

春光寺 本尊觀世音菩薩 位置生振村三線 明治三十年ノ創立ニシテ尾張移住民團體ノ菩薩寺ナリ前川月溪氏現住職タリ(臨濟宗妙心寺末派)

光明寺 本尊阿彌陀如來 八幡町字高岡ニ在リ明治三十五年四月創立、西井慈正氏現住職タリ(浄土真宗本願寺派)

玉泉寺 本尊觀世音菩薩 位置生振村十一線 明治四十年二月創立許可、玉井義雄氏現職タリ(真言宗高野派)

生振寺 本尊阿彌陀如來 位置生振村南八線 三十五年十二月説教所ノ許可ヲ得布教シ來リタルガ四十年八月寺号公称許可ヲ得、白山順道氏現住職タリ(真宗大谷派)外ニ

教会所、説教所ニカ所アリ左ニ
神道天理教会石狩出張所 横町ニアリ明治二十九年ノ創立 布教担当者後藤条七条ナリ

(十六) 部内 概況

戸數千六百、人口七千五百ヲ有スル石狩町ニ於ケル七分ハ農、一分ハ商工、一分ハ漁、一分ハ雜業者ナリトス地方一年ノ經濟ハ主ニ水産物ニ係ルモノナルヲ以テ其豐凶ハ直ニ全般ノ經濟ニ影響ヲ及ボスノ状態ニシテ之ヲ既往十年間平均輸出入ノ統計ヲ挙ケレハ

輸出 十萬二千三百四十圓
輸入 十一萬七千四百七十圓

ニシテ一萬五千圓ノ輸入超過ヲ示スノ狀況ナルヲ以テ地方經濟ニ多大ノ影響ヲ來シタルハ畢竟連年水陸物産ノ不振ニ基因スルモノニシテ特ニ明治九年以來數回ノ市街大火アリ就中市街ノ樞要部ヲ魚土ニ化シ去リ復旧ニ非常ノ苦痛ヲ与エ之カ原因ニヨリ市況沈靜セリ農村ニ於テモ三十一年以來數回ノ風水害等ニ罹ルアリ水産ハ明治二十二年以降薄漁ニ終リ住民ノ生計甚タ豊カナラス加之時勢ノ變遷ニ伴ヒ租稅及公課ノ負擔ハ每歲其度ヲ増シ三十五年二級町村制實施以來村費ノ膨脹トナリ次テ非常特別稅ノ激増トナリ一般ノ負擔実ニ容易ナラサルニ至リタリ今三十三年度以降町費歳入及住民負擔ノ狀況ヲ示セハ左記ノ如クニシテ

既ニ三十九年度ニ至リテハ一戸平均十一圓ヲ超ユルニ至リ四十年一級町村制實施以來更ニ増加ヲ加ヘタルハ実ニ町村歳出ノ必要ニ應スル義務ナリト雖モ個人ノ經濟トシテ打算スルトキハ其重キニ苦痛スル論ヲ俟タル所ナリ

町村歳入歳出負担調

| 年次 | 歳入 | 歳出 | 現住戸数 | 歳入ノ内町村税 戸平均負担金 |
|--------|--------|--------|------|-------------------|
| 明治三十三年 | 五、七九五 | 五、六七二 | 一四二二 | 三一六六 |
| 全 三十四年 | 七、三一〇 | 七、〇五五 | 一四一〇 | 四二九四 |
| 全 三十五年 | 一五、〇五九 | 一三、九八六 | 一六二六 | 六五六一 |
| 全 三十六年 | 一九、四二八 | 一八、八七〇 | 一五九八 | 五五七 |
| 全 三十七年 | 二七、七八四 | 二七、七七六 | 一六〇五 | 五六四七 |
| 全 三十八年 | 二〇、九八〇 | 一九、九八〇 | 一五七〇 | 一三五 |
| 全 三十九年 | 二〇、八四七 | 一九、七一一 | 一五三二 | 〇三八 |
| 全 四十年 | 二八、六五三 | 二八、六五三 | 一五六七 | 八六七 |
| 全 四十一年 | 二八、七九八 | 二八、七九八 | 一五七八 | 二五〇 |
| 全 四十二年 | 二一、五二九 | 二一、五二九 | 一四八五 | 四九七 |

備考 本表中明治四十年年度分マテ決算以下決算未済ニ付豫算額ヲ以テ掲記セリ

偶々明治三十九年石狩石炭会社ノ経営ニ属スル鉄道築港問題ノ惹起スルヤ市況頓ニ一
 変シ多年打続キタル悲觀的境遇トナリ土地ノ賣買盛ニ行ハル、ニ至リ延々從テ活氣ヲ呈
 シタルモ一朝ニシテ該問題頓挫ヲ來シタル結果商業不振トナリ該事業ノ發展ヲ豫想シ四
 方ヨリ來住セシモノモ悉ク他ニ移轉セルモノ多ク却テ寂寞ヲ増シ不景氣ノ極點ニ達シ次
 テ四十年四月一級町村制実施セラレタルヲ以テ益々其負担重キヲ加フルニ至リ一般住民
 悲境ニ〇倫セリ要スルニ石狩ヲシテ昔日ノ石狩ヲシテ繁榮策何レニカ在ル即チ地
 利ニ相應スル事業ノ勃興スルニ非スバ昔日ノ繁榮ヲ挽回スル至難ノ事ニ屬ス然シテ築
 港問題ノ如キ今ヤ一頓挫ヲ來シタリト雖トモ是又石狩町繁榮策ノ一ニシテ例全前途尙遠
 遠ナリト雖トモ貫徹ヲ期待スルヤ切ナリ亦石狩川治水河口改良ノ事業ガ遂行セラル、ニ
 至ラハ石狩町ノ前途又頗ル望ミヲ屬スルニ足ルベク是等ノ事ハ畜ニ当局ニ訴ヘテ遠カラ
 ス其決行ヲ見ルニ至ラシメサル可カラサル事ニシテ幸ニ其目的ヲ達スルニ至ラハ初テ石
 狩ハ昔日ノ石狩ニ至ルヘキナリ其他鮭鱈化事業ノ改良擴張農耕施種ノ改良種子ノ選擇農
 蚕、牧畜等は等事業ニ對シ着々指導奨励シタラシムハ今日ノ生産ニ倍スルノ効果ヲ見ル
 蓋シ疑ヲ容セラルル処ナリ又一面町村基本財産ヲ増殖シ經費ヲ節約シ住民ノ負担ヲ輕カラ
 シメ福祉ヲ増進セシムルハ急務ナルヲ信ス

想フニ当管内農業ノ盛否ハ直ニ各階級ノ消息長ニ影響スルヲ以テ從テ指導奨励保護救
 濟的ニ組織設置セラレタル人工孵化場アリ水産組合アリ農會アリ購販組合アリト雖トモ
 未タ何レモ完全ナル成績ヲ見ル能ハス産業上ニ裨益スル尠ナルハ実ニ痛歎ニ堪ヘサル
 ナリ

而シテ石狩町タル三十五年自治制施行以來理事者ヲ代ユル前後、六面前者ノ計画踏襲

セラレス後者理想ヲ劃スルノ違ナク或ハ積極ニ或ハ消極ニ町村ノ發展上財政并ニ内部ノ
 整理ニ全力ヲ傾注シタル効果ヲ収メサルニ他ニ轉シタルヲ以テ特筆スヘキノ治跡ナクシ
 テ今日ニ至リシハ誠ニ遺憾トスル所ナリ故ニ將來ハ励精ニ當リテ町村ノ發達ヲ期シ産業
 ヲ振興シ富力ヲ増シ以テ今日ノ衰退ヲ挽回スルノ方針ヲ確立シ以テ町村自治ノ目的ヲ達
 セシ事ヲ深ク留意スルモノナリ

(終)

いしかり暦 第十八号

平成十七年三月二十五日 印刷
平成十七年三月二十八日 発行
発行者 石狩市郷土研究会